

令 和 2 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 錄

第 5 回定例会 6 月 9 日 開 会
6 月 15 日 閉 会

南 三 陸 町 議 会

令和 2 年 6 月 10 日 (水曜日)

第 5 回南三陸町議会定例会会議録

(第 2 日目)

令和2年第5回南三陸町議会定例会会議録第2号

令和2年6月10日（水曜日）

応招議員（16名）

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 須藤清孝君 | 2番 | 倉橋誠司君 |
| 3番 | 佐藤雄一君 | 4番 | 千葉伸孝君 |
| 5番 | 後藤伸太郎君 | 6番 | 佐藤正明君 |
| 7番 | 及川幸子君 | 8番 | 村岡賢一君 |
| 9番 | 今野雄紀君 | 10番 | 高橋兼次君 |
| 11番 | 星喜美男君 | 12番 | 菅原辰雄君 |
| 13番 | 山内孝樹君 | 14番 | 後藤清喜君 |
| 15番 | 山内昇一君 | 16番 | 三浦清人君 |

出席議員（16名）

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 須藤清孝君 | 2番 | 倉橋誠司君 |
| 3番 | 佐藤雄一君 | 4番 | 千葉伸孝君 |
| 5番 | 後藤伸太郎君 | 6番 | 佐藤正明君 |
| 7番 | 及川幸子君 | 8番 | 村岡賢一君 |
| 9番 | 今野雄紀君 | 10番 | 高橋兼次君 |
| 11番 | 星喜美男君 | 12番 | 菅原辰雄君 |
| 13番 | 山内孝樹君 | 14番 | 後藤清喜君 |
| 15番 | 山内昇一君 | 16番 | 三浦清人君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

| | | | |
|---|---|----|-------|
| 町 | 長 | 佐藤 | 仁君 |
| 副 | 町 | 長 | 最知明広君 |

| | | |
|--------------------|----|-----|
| 会計管理者 | 三浦 | 浩君 |
| 総務課長 | 高橋 | 一清君 |
| 企画課長 | 及川 | 明君 |
| 企画課震災復興企画調整監 | 桑原 | 俊介君 |
| 管財課長 | 阿部 | 彰君 |
| 町民税務課長 | 阿部 | 明広君 |
| 保健福祉課長 | 菅原 | 義明君 |
| 環境対策課長 | 佐藤 | 孝志君 |
| 農林水産課長 | 千葉 | 啓君 |
| 商工観光課長 | 佐藤 | 宏明君 |
| 建設課長 | 及川 | 幸弘君 |
| 建設課技術参考 (漁港担当) | 田中 | 剛君 |
| 上下水道事業所長 | 佐藤 | 正文君 |
| 歌津総合支所長 | 三浦 | 勝美君 |
| 南三陸病院事務部事務長 | 佐藤 | 和則君 |
| 総務課課長補佐 兼総務法令係長 | 岩淵 | 武久君 |

教育委員会部局

| | | |
|--------|----|-----|
| 教育長 | 齊藤 | 明君 |
| 教育総務課長 | 阿部 | 俊光君 |
| 生涯学習課長 | 大森 | 隆市君 |

監査委員部局

| | | |
|--------|----|-----|
| 代表監査委員 | 芳賀 | 長恒君 |
| 事務局長 | 男澤 | 知樹君 |

選挙管理委員会部局

| | | |
|-----|----|-----|
| 書記長 | 高橋 | 一清君 |
|-----|----|-----|

農業委員会部局

| | | |
|------|----|----|
| 事務局長 | 千葉 | 啓君 |
|------|----|----|

事務局職員出席者

事務局長

男澤知樹

主幹兼総務係長
兼議事調査係長

小野寛和

議事日程 第2号

令和2年6月10日（水曜日） 午前10時00分 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

午前10時00分 開議

○議長（三浦清人君） おはようございます。御苦労さまです。定例会2日目であります。本日もよろしくお願ひいたします。

今日は暑いので脱衣を許可いたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において7番及川幸子君、8番村岡賢一君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 一般質問

○議長（三浦清人君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告3番後藤伸太郎君。質問件名、1、災害公営住宅の管理について。以上、1件について、一問一答方式による後藤伸太郎君の登壇、発言を許します。5番後藤伸太郎君。

〔5番 後藤伸太郎君 登壇〕

○5番（後藤伸太郎君） おはようございます。

それでは、ただいま議長から許可を頂きましたので、登壇しての一般質問をさせていただきたいと思います。

今回は、「災害公営住宅の管理について」ということで町長にお伺いしたいと思います。東日本大震災から9年余りが過ぎ、私たちが暮らすこの町の環境は目まぐるしく変化していました。こと住まいの再建という点におきましては、職住分離という大きな決断がなされ、高台の造成が行われました。防災集団移転により土地を取得し、新しい我が家を建築して多くの町民が安心、安全な場所で日々の生活を営んでおります。また、それまでの南三陸町にはなかったような高層階建ての大きな存在感のある集合タイプの災害公営住宅、さらには構成人数の多い世帯も住める戸建てタイプの災害公営住宅が数多く建設され、早いところでは入居開始から6年ほどになるかと思います。

この災害公営住宅は、宮城県住宅供給公社に管理を委託しております。その是非を問う議論もこの議場で何度か巻き起こり、外部委託をしなくても済む新しい管理体制を提案するという発言もありました。その後、その提案がなされたという話は聞き及んでおりませんが、私は基本的に住宅管理にはそれ相応の専門的な知見と経験が必要であり、一定以上の組織力も必要であると思いますので、外部に委託すること自体には反対ではありません。

しかしながら、一般開放も進んだことで多くの町民が利用しているこの災害公営住宅が、暮らす人にとって住みやすく、町民生活の安定と社会福祉の増進を図るという目的を、十分に達成せしめるものであってほしいという思いから、社会環境の変化等による様々な課題について町長に伺うものであります。

まず、1点目。家賃低廉化事業、家賃低減事業の今後の状況の見通しをお聞かせください。

また、それらによって入居者の家賃にどのような変動があるのでしょうか。

2点目、共益費を下げる手だけは考えておられないでしょうか。

3点目といたしまして、コミュニティ活動の充実を図る策はどのようにお考えですか。

最後に、災害公営住宅からの退去をする際、清掃や原状復帰が求められますが、その対応が厳しすぎるのではないかという声があります。民間の賃貸住宅等の場合と比較すると異なることが多く、戸惑われる方がいるようですが、改善を図っていくお考えはありませんか。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。四、五十分くらいになるでしょうか。よろしくお願ひいたします。しっかりと議論しましょう。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

それでは、後藤伸太郎議員の御質問、「災害公営住宅の管理について」お答えをさせていただきたいと思います。

まず、御質問の1点目になります。家賃低廉化事業、家賃低減事業の今後の状況と入居者の家賃の変動についてありますが、家賃低廉化事業、家賃低減化事業については、復興大臣、6月2日に閣議後の記者会見で、建物の管理開始から10年間は支援を継続する方針を表明しております。家賃低廉化事業の11年目以降については、補助率が6分の5から公営住宅法で定める激甚災害並みの3分の2に見直すとの方針が示されております。また、家賃の変動については、収入が低い方について最大で入居から当初5年間の家賃を7割ほど抑え、6、7年目で5割ほど、8、9年目で3.5割ほど、10年目で2割ほど抑えて、11年目で通常家賃へ移行することになります。

次に、御質問 2 点目、共益費を下げる手立てについてであります、共益費は供用部分の照明、エレベーター、集会所等の水道光熱費、浄化槽等の定期検査費用及び自治会運営費等でありますと、これらについては実績などに基づいて各自治会で算定をいたしております。町といたしましては、1世帯当たりの負担を減らすために空き住戸の解消に努めてまいりたいと考えております。

御質問の 3 点目、コミュニティ活動の充実を図る策についてでありますと、各団地で自治会を中心に様々なイベントを実施し、交流や親睦を深めているものと認識をいたしております。また、60戸以上の団地では生活支援員を配置をしておりまして、入居者が安心して生活できるための見守り、相談支援を行いながら自治会と連携を図りながら、コミュニティー形成のための支援を行っているところであります。

最後に、御質問 4 点目、住宅から退去時の対応についてでありますと、退去時には入居時の原状復旧を基本とし、必ず負担をしていただくものについては畳の表替え、ふすま、障子の張り替え及び入居者の故意または過失による破損の修繕としておりまして、対応といたしましては宮城県及び県内市町村も同様の取扱いを行っているところであります。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） それでは、1つずつお伺いしていこうと思います。

まず、家賃低廉化事業、それから家賃低減事業ですね。名前が紛らわしいので混同することもよくありますけれども、そのお話にいく前にまず当町の災害公営住宅の現状をお伺いしたいんですけども、2点目の共益費のところでも空き部屋があると共益費に跳ね返ってまいりますので、そこをなくす施策をしていくんだというお話はありました。では、現在の災害公営住宅の入居率、それからもしお分かりでしたら高齢化率、このあたりはどのようになっているでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤仁君） 町の管理戸数874戸ということになっておりまして、空き戸数が21戸ということになります。高齢化率等については担当課長も分かれば答弁をさせたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 高齢化率でございますが、災害公営住宅に限って申し上げますと、入居者が1,382人に対しまして597人、パーセンテージにしますと43.2%でございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 入居率が874に対して空きが21ということは、空いている率が3%い

かないわけですよね。ですから、98%ぐらいは入居率があると。これは被災したほかの自治体とか比べましても、相当高い入居率なのかなと思います。ただ、災害公営住宅もしくは公営住宅というのはおうち、住まいに困窮している方に対して提供するものですので、ある一定程度の余裕といいますか、何か災害があつたりしたときに入っていたくための空き戸数というのも、一方で確保しておかなければいけないのかなと。以前からそのお話、セーフティーネットというお話になるかと思いますが、一定の割合があったと思いませんけれども、随分空きが少なくなってきたなという印象がありますけれども、そのあたりは十分に考えておられるのでしょうか。大丈夫ですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 私の答弁に不足の点があれば担当課長から答弁させたいと思いますが、先ほど空き戸数が21戸ということになっております。したがって、それで公募もしてございます。現在、ですから、公募しているのが9戸ということに、6月1日現在ですが、9戸。そうすると余裕部分というのは13戸ということになろうかと思います。12戸か。12戸ということになろうかと思います。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 分かりました。それでは、低廉化事業についてお伺いしていきたいと思います。これは通告した後だったと思うんですけども、国で制度の検討はなされて低廉化事業に関して補助率が下がるということですね。東日本大震災だけかなり特別に手厚かった低廉化事業が、日本中で様々な災害が起こって、公営住宅のこと、いろいろ考えられた結果、11年目以降は、言ってみれば特別扱いはしないよと、ほかの災害と同じ補助率に下げるよということだと思います。11年目以降以外は変わらないという認識でよいのだと思いますが、その影響ですね、どこに跳ね返ってくるのかということを考えることが一番重要なかなと思いますが、私が愚考するに、今公共施設維持管理基金というのを積み立てております。そこの積立額に直接跳ね返ってくるのかなと考えますが、どのような認識でおられるでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 後藤議員おっしゃるとおりです。そういう形の中で翻ってくるということになります。たまたまちょうど、数日、田中大臣が発表する数日前かな、宮城復興局で町においでになりました、こういった見直し等について説明がございました。したがって、非常にタイミングいい時期での御質問かと思っていまして、その際にも町としての要望につい

てはお伝えをさせていただきました。いわゆる激甚化のレベルに落とすということについて
は、当初各自治体の首長さんに説明していたのと、そこがあるということでの意見は言わせ
ていただきましたが、しかしながら今後藤議員からお話がありましたように、全国各地で大
きな災害が起きているということで、その辺の調整も図らなければいけないと、したがって、
10年以降については激甚災害並みの補助率に落としたいということですので、ここはある意
味、我々もやむを得ないという思いがありましたが、もう1点お願ひをさせていただいたのは、
供用開始してから10年ということは、それぞれ町でも26年からずっと、毎年毎年供用開
始が続いてきておりますので、そこからの10年ということについては担保していただきたい
ということでお願いをさせていただいて、それが過日の田中大臣の発言につながったものと
思っておりますので、ある意味町としての要望については復興庁には受け入れてもらったと
いう認識はしております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 全ての国民の皆さんに、復興税ということで御負担をいただいている
という状況もありますし、一定程度国の方針には理解示しつつも10年間という部分は守った
よという御答弁かなと思います。では、毎年の災害公営住宅等の維持管理費、それから経年
劣化していく改修費等がかかってくると思います。高い入居率と、今10年は守ったよとい
う国の支援で、十分賄えるように一見すると思えるなど私は捉えております。公共施設維持
管理基金の残高は、今たしか14億ぐらいあると思うんですけども、2億、9億と積んでい
って、今後も積み重ねていけば、例えば何十年後、二十年後、三十年後、五十年後に大規模
改修をするときには、そこに充てる財源として十分な量があるよう見えますけれども、現
状どうなのか。町民の皆さんに大丈夫ですよ、安心してくださいと伝えていいものかどうか。
現場の声を聞いてみたいと思いますが、どのように捉えておられますか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいまの御質問でございますが、町長答弁にもありましたように、
低廉化事業、あとは低減化事業の収入のありました金額につきましては、基金に積んで今後
の維持管理費に充てていくということでございます。

かいつまんで御説明させていただきますと、家賃低廉化事業におきましてはあくまでもシミ
ュレーションでございますが、約110億円の収入を見込んでございます。ただし、建設費約
230億ほどかかるございますが、そのうちの災害公営事業については町負担分がございます。
町負担分につきまして31億円の起債を、これは元利含めてですが、今後償還をしていかなき

やならないと。差し引きをしますと79億円という数字が出てまいります。

R C造の建物についてということでお話をさせていただきますが、一般的には耐用年数50年と言われてございます。仮に、50年今後維持管理をしていくという前提で改修費、改築費でございますが、民間のマンション等の事例を調べますと、維持管理費が物によっては建設費の60%程度の改築費が必要だという内容も見受けられます。ただ、これ一概には言えない部分でございますので、町としましては今230億建設費にかかるございますが、そのうちの約20%ほどを改築をしたと仮定いたしまして、改築費につきましては新設費の大体1.5倍から2倍ぐらいの費用がかかるのが常でございますので、中間を取りまして1.8倍といたしますと、建設費に対して約36%程度改築、修繕費がかかるだろうということが見込まれます。そうしますと、それで83億円ということでございます。それに低減化事業で4億円ほど入ってまいりますので、たまたまでございますが、79億円引く83億足す4億ということで、合計ゼロと。これはたまたまでございますが、ゼロという試算が出てございます。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○6番（佐藤正明君） 家賃低廉化事業は、そもそも入居者の皆さんに低廉な価格でお住まいいただくために家賃を下げる。政策的に下げる部分を、民間と比べて本当はこれぐらいかかる家賃、もらえるはずなんだけれども、その差額分の10年間はたしか8分の7だったと思いますけれども、国から補助するということで、後から国からお金が入ってくるわけですよね。それをいわばプールという形になるかと思いますが、それを今の相当高い入居率を維持して、改修費も大体というか、これは見通せないことですから、一定のシミュレーションでやってようやくとんとんになると、かなりぎりぎりの状況なんだろうなということは、今の質問とお答えでよく分かったかなと思います。国に働きかけるということもちろんですが、町民の皆さんにもこういうことがあるんだよということは知っておいてもらうということは、非常に重要なことかなと今思いました。

低廉化事業に引き続きまして、家賃低減事業のことについてお伺いしたいと思います。

こちらのほうは、どちらかというと入居者の皆様の家賃に直接跳ね返ってくる部分ですので、関心が高い部分かなとも思いますが、先ほどのお答えですと5年間は目いっぱい下げる。10年目までの5年間で段階的に上げる、補助率は下がるということですから家賃は上がるということだと思います。この家賃低減事業というのは、政令月収がかなり少ない方という制度上の仕組みになっていると思いますけれども、町内の災害公営住宅にお住まいの方での対象

世帯数というのは、どの程度になるのか。もしお分かりでしたらまずお伺いしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 対象世帯数でございますが、手元に今詳しい資料がございませんが、180世帯程度だったかと記憶してございます。申し訳ございません、不確かな答えで申し訳ございません。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） では、世帯数については、後ほど個別にお知らせいただきても十分かと思います。この6年目から段階的に家賃が上がっていくわけですね、実際に。その実際に家賃が上がる世帯というのは、現在どこにどれくらいあるのか。もし分かればどれくらい上がるのかというのも、ぜひ町民の皆さんには知っておいていただきたいなと思いますので、お分かりでしたら答弁をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 家賃の変動、シミュレーションしてございますので、お話をさせていただきますが、3人家族、夫婦と子供さんお一人ということで、認定月額2万4,000円、志津川の中央復興ということで3DKでシミュレーションしてございますが、1年目から5年目までは本来家賃2万600円なんですが、低減額が9,900円で実際いただいている家賃は1万700円、約ほぼ半分ということになります。6年目から7年目が1万2,900円ということになります。2,200円値上がりということになります。8年目から9年目が1万5,200円ということになりますので、2,300円ほどの値上がりということになります。10年目が1万7,500円ということになります。11年目からは1万9,800円ということになりますので、1年目から5年目の1万700円から約9,000円ほどの値上がりということになろうかと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 先ほど、低所得者の世帯ということで申し訳ございません。180程度というお答えをしてしまいましたが、訂正をさせていただきまして、先ほどの180というのは高齢で年金をもらっているだろうという方の世帯でございまして、政令月収8万円、低所得者と呼ばれる方々の世帯につきましては467世帯ございます。訂正させていただきます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 入居開始から6年目以降、こういうふうに段階的に上がっていくよということですよね。これは当然ながら、実際上がる方には事前の周知というものが必要だと

思いますけれども、それはしっかりと行われているのかなと思いますが、そこをどのように対応しておられるのか。

それから、この家賃の上昇を和らげていく、もっと、毎月2,000円、5,000円とだんだん上がっていく家賃の上昇率を、少しでも抑えるという必要性があるのではないかと思いますが、そこの部分についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本家賃を下げるということについて、実はもう数年前に家賃の関係でいろいろ議論をしてございました。いわゆる低減化の事業でだんだん家賃が上がっていくという段階で、いろいろ議論をしてまいりました。その中で、町としての方針は多分御承知だと思いますが、生保世帯とかあるいは国民年金、一人世帯の方々についてはずつとこれは据え置くということに決めさせていただきました。

それは何かというと、基本的にほかの自治体ではそのまま続けるというところもございましたが、そのときに議論になったのが、結局先ほどどれぐらいの金が、基金が積み上がるんだという、それを先食いをしていくだけということになりますので、結果的にそれは将来負担を後世の方々に押しつけてしまうということになります。したがって、これは避けなければいけないんじゃないかということの議論の中で、最低限これでは家賃を払っていくのが大変だね、値上がりしていくのが大変だねという方々は、お救いしましょうということでの決定をさせていただきました。ですから、今の御質問のお答えとすれば、家賃を据え置くのはそういう難しいことではない、しかしそれは将来部分を先食いをしてしまうだけにすぎないということになろうかと思います。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 分かりました。

1点目は以上で、2点目の共益費について移っていきたいと思いますが、まずお答えの中では様々な費用がかかるよと、自治会でお住まいになっている皆さんがつくっているコミュニティで共益費は幾ら、どういうふうに集めようかということはそちらで決めることという認識だということでした。もう一度再確認いたしますが、共益費について町からこうしなさい、こういう金額にしなさいと指定することは、そういうものではないという認識なのかどうかまず確認させてください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） まさしくそのとおり、先ほど答弁したとおりでございまして、ただ少し

先ほど住宅供給公社のお話がございました。その中で委託費をやはりどうにかして見直す部分というのはないのかということについての議論はしてございます。そうすれば、幾らかでも共益費は下がっていく部分があろうかと思います。

あと一つお話をさせていただきますが、復興住宅、災害公営住宅の中で1つだけ、伊里前の復興住宅がございますが、ここは公共下水に接続しておりますので、ここの公共下水の支払いはそれぞれのお住まいの方々が直接お支払いになっているので、共益費分に入っていないということになります。

しかしながら、ほかの災害公営住宅につきましてはすべからく合併浄化槽を利用しているのでございますので、合併浄化槽の維持管理費等については、皆さんの共益費の中に入っていますかということになろうかと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 先ほど、共益費を町でという御質問がございましたが、公営住宅法第20条に住宅管理者、町でございますが、家賃、敷金以外のものを徴収してはならないという定めがございますので、御承知おきをいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 一つの町民の皆さんとの声としてお伺いしたいと思うんですが、災害公営住宅、今、夜間こうこうと明かりがついていて、これは防犯の役割も果たしていたり、高い、3階建て、4階建ての建物が多いですので、お年寄りが自分の部屋に戻るときの安全を確保する、様々な理由からこれは明かりはつけていますけれども、明かりがいっぱいついているから維持管理費なり、共益費なり高くなっているんじやないのかという、見た目の印象ですけれども、あると思います。実際に照明を半分にするとか、電気を外すとか間引く手立てはあると思うんですけども、どれくらい効果があるものなんでしょうか、もしやったとして。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいまの御質問でございますが、手元に実は各住宅、把握し切れていないところもありますが、浄化槽の維持管理費、電気代、水道、ガス代というので各自治体からデータを頂いたものが手元にあるんですが、ちなみに電気代でございますが、災害公営住宅の中で一番安いところが月1戸当たりに直しますと1,200円ほど、一番高いところで2,100円ほどでございます。電気料の中には浄化槽のプロア、集合住宅ですと給水のための増圧ポンプ等の電気料も含まれておりますことから、明確には分からないんですが、7割方か

ら8割方くらいは、それらにかかる電気料ではないかなと。なぜかと申しますと、ほとんど両者とも常時稼働しているという状態でございますので、残る2割か3割程度が防犯灯とか、街灯の電気料ではないかと見込んでございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 共益費についてはこれぐらいかなと思うんですけども、1つ、最初に確認した、町でどうこう言うものじゃないんだよということ。ただ、住んでいる方々は例えば共益費についてどうしようかとか、または共益費以外の今の共用部分の様々な仕組み等において、話を聞いてほしい、何か困ったことがあったときに相談に乗ってほしいということは感覚としてあるかなと。それについては、今管理を外部委託している部分もありますが、どこに相談を持っていったらいいのか。相談の内容にもよると思うますが、町でもしっかりとそこは対応していっていただきたいなとも思いますが、そういうお考えはありますか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいまの困り事等御相談ということでございますが、まずは施設等に関しましては当然ながら建設課、当課で担ってございますので、大小関わらずできるもの、できないものございますが、まずは当課建設課に御相談をいただければと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） それでは、3点目のコミュニティ活動についてお伺いしていきたいと思います。

災害公営住宅に限らない話でもあるんですが、町長が折に触れてよくおっしゃいますが、地域コミュニティーというのが震災によってばらばらにされて、それが様々な場面で再構築してはまたもう一度壊してという形で、今のついの住みかとして高台にお住まいの皆さんが属しているコミュニティーというものが、いわば最後の再構築が終わった段階といいますか、ここからはその皆さんで一緒に生活していくことだと思うんですね。

例えば、いきいき百歳体操等、その地域のお年寄りの皆さんが楽しみにそこに足を運ぶという取組が、積極的に行われておりますし、この周知、広報活動も私は盛んに行われていると考えています。ただ、この大きな役割を担っている先ほど、何でしたっけ、生活指導員でしたっけ、ライフサポートアドバイザー、L S Aって同じ意味ですよね、ということだと思うんですけども、この方々が精力的にお声掛けをしたり、日々お茶飲み話に付き合っていただいたりということがかなりの役割を担っていただいていると、私は思っているんですけど

れども、これいつまで設置しておけるんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいまの御質問でございますが、本来は復興創生期間の令和2年度、本年度で終了ということでございますが、復興事業ですね、今後も復興庁が継続するということで、ソフト事業については継続をする見込みということで、令和3年度以降の要望等については、保健部局である保健福祉課さんで要望していただいているということでございますので、詳細につきましては保健福祉課長に御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） こちらについて、今うちといたしましてですけれども、令和6年までお願いしたいということで県には現在書類を出させていただいているところです。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 地域にお住まいの皆さんがLSA、もともと住んでいる方々がLSAとしてお世話をいただいているわけで、話も合いますし、昔話にも付き合っていただけますし、大変特に高齢者の皆さん、日中仕事で外に出ている若い世代と違って、災害公営住宅でどのように日中過ごしていこうかなという方々に対しての様々な働きかけですので、見守りという効果もあるでしょうし、予防医療、もしくは介護の予防という面も十分持っているのかなと思いますので、令和6年度までという話は今初めてお伺いしましたので、お願いしている最中ですので、決まったことではないと思いますが、ぜひここは強く要望していっていただきたいなと思っております。それが地域の声かなと思います。

もう一つ、宮城県では地域コミュニティー再生支援事業補助金、地域コミュニティー再生支援事業というのを行っております。これは、とても使いやすくて、補助金を頂いてそれによって地域活動を財源とするという制度なんですけれども、大変積極的に活用していっていただきたいたいなと私は思っているんですが、この制度どうでしょう、町長は御存じですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤仁君） とりわけ、この地域コミュニティー再生支援事業については、西ヶ丘の区長さんが大変積極的にこの事業の採択に向けて頑張っていらっしゃいまして、数年にわたりて西ヶ丘の皆さん方には御利用、御活用いただいておりますので、その利便性というかありがたいという思いは、西ヶ丘の皆さん方には共通にお持ちだと思います。

ただ、これ結構町内の各団地で利用してございます。平成28年度で3件、平成29年度で5件、平成30年度で8件、令和元年度で14件、令和2年度で5件の団体というか、皆さん方が御利

用いただいているということですので、大分これは各団地の中では周知をされた事業なのかなと認識はしてございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） まさに、広げていく考えはありますかと、この後聞こうと思ったんですが、かなりの割合というか、かなりの方に周知されて使われているよというお答えでした。これ、ただ町の裁量を飛び越えた話になってしまふかもしれません、県の予算がつかないとできない事業なんですね、当然ですけれども、ですので、町長として知事にこの地域コミュニティー再生支援事業、ぜひ継続していっていただきたいと要請していっていただきなければいけないのかなと思いますけれども、町長、どのようにお考えですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤仁君） 残念ながら、県では明確にその方針は示してございませんが、あしたちょうど、震災復興企画部長がうちの町に来ますので、その辺については私から強く要望しておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 西ヶ丘に住む者として、ぜひよろしくお願ひいたします。

最後、4点目、住宅からの退去の関係ですね。これは民間の一般的な賃貸住宅と退去のときの手続といいますか、何ていうんでしょう、仕組みといいますか、大分違うなという声を耳にいたしまして、実は私も不勉強で大変恐縮なんですけれども、それまで知らずに、ああ、そうだったんだというお話を聞かされて、今回一般質問させていただきたいなと思ったんですけども、まず前段として先ほど建設課長の答弁の中で、共益費とかは家賃と敷金と違うので徴収しませんよというお話をしました。敷金は取っているわけですよね。敷金というのは幾らなんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 敷金でございますが、家賃の3か月分ということで、これも公営住宅法で定められておりますので、家賃の3か月分をいただいております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 3か月というのは結構高いなと思ったりするんですが、そこの議論はさておき、敷金、我々のといいますか、私も町外に住んでいた時間が長いので、アパートだったり、いろんな賃貸の形態の住まいに住んでいたことがあるんですけども、敷金って何のためにあるのかなというと、自分が住んでいた部屋を原状復帰するためにかかる費用を、

前払いするという意味合いが非常に強いのかなと思っていたんです。ただ、災害公営住宅を退去するときは、敷金と相殺して原状復帰の費用に充ててくださいということはできないというか、そういう仕組みにはなっていないと、敷金は全部返します。その代わり掃除は全部自分でやってくださいという仕組みになっていると伺ったんです。ここが大分民間と大きく違うなと思うんですけども、まずはその認識でよいのかどうか。

相殺できる分は、私は相殺してもいいのかなと単純に思うんですけども、そこがなぜできないのか。お考えがありましたらまずお伺いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいまの敷金の御質問でございますが、御質問の中にありましたように、敷金につきましては当町においては、頂いたものをそのまま修繕等は自己負担をいただいた上で、お返しをしているというのが実情でございます。ただ、住宅公社に聞いたところ、県営住宅の場合ですと、入居者の同意があれば敷金の中から費用を負担するという方策も取っているようでございますので、そういった御要望が多いようであれば、検討をする余地はあるのかなとは考えてございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 少し一般的な話になって話が広がっちゃうので恐縮なんすけれども、例えばエアコンとか撤去しなくちゃいけない、今インターネット等で新しい回線を引くとかいう工事をしたり、コンセントをつけるというものも、基本的には元に戻すと。もともとあったものを変えたわけですから、法律というか、条例を読めば元に戻してくださいというのはある意味当然かなと思うんですけども、同じ退去するときにお金をかけて外す。次の入居者が入ってくる。またお金かけて工事して同じことやる。ちょっと合理的ではないんじやないかなと考えてしまうんですけども、どのようにお考えですか。法律に載っているんだからというんであればしようがないというか、そういうお答えならそういうお答えでも結構ですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいまの御質問でございますが、まさに原状復旧が原則でございます。それと、町営住宅の場合ですと、民間の住宅等と違いまして退去されてから初めて募集をかけるということもございまして、事前に入居される方が、次に入居される方が決まっておりまして、その方が同様の設備を欲しいということであれば、今の御質問のような状況は何とかかなえることができるのかなと思いますが、どうしても空き戸が出てから募集する

までに期間は空いてしまうということですので、次入居される方が必要とされるかちょっと分からぬという状態でございますので、なかなか実情は困難なのかなと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） それからもう一つ、先ほどの御答弁のなかにもありましたが、畳の表替え、ふすまの張り替え、それから壊しちゃったところを直しなさいと。壊しちゃったところを直しなさいは当然だよねと思うんだけれども、畳の表替えが必須というのが、例えば3年、4年住んでいたらそれは替えてほしいんですけども、例えば半年で出るとか、1年半で出るとかいう場合には、しかもその上にカーペットひいていましたみたいな話のときは、いいんじゃないのと思うんですけども、単純にそれは例外なく替えるということなんでしょうか。そこは柔軟に対応できないんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいまの御質問でございますが、例えばございますが、半年、半年、半年という入居をされる方が、たまたま数年間続いたと。そうした場合、半年だけなので畳替えしなくていいですよというお話をした際に、最終的にはそのまま何年か後に傷んでしまうと、そうしますと5年後なるのか6年後なるのか分かりませんが、その方の逆に負担になってしまふということもありますので、やはりこれは条例にも定められておることでございますので、やはり交換をしていただく必要があると考えてございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 苦しいお話かなと思うんですけども、そのときはそのときで替えてあげればいいんじゃないのと思うんですけども、もう一つ言えば畳替えでも何でもないんですけども、確かに表替えせずに気づいたら10年たっていました。畳ぼろぼろでした。そのときたまたまそろそろ替えてくださいって、当たった人だけ負担するのは不公平じゃないのという話もぎりぎり分からなくもないんですが、たびたび表替えしていくとそのうち芯材が傷んでいくので新調しなきゃいけないと思うんですね。そしたら、新調するタイミングでたまたま当たった人は、新調の費用かかっちゃうじゃないですか。そういう話になっていくと思うんですけども、ですので、本当にケース・バイ・ケースなんですが、四角四面に考えずに、現状を見てこれなら大丈夫だと判断することも、必要なんではないかなと思うんですが、そういうお考えはないでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤仁君） 実は、これ的一般質問の調整のときにも、後藤議員と同じことを私、質

問したんです。1か月、2か月入っていて何で替えなきやないのという話をしたんですが、基本はやはり今建設課長がお話ししたように、ぼろぼろになったときに最後に入った方がその人が割を食ってしまうということでは、どうしても不公平感がある、どうしても伴ってしまうということが一つと、退去する方々がそういう思いを持っておりますが、大事なことは次に入る方々に快適にきれいな場所にお入りをいただきたいということが、ある意味こういう処置の中での必要な部分でお願いしているということだと思いますので、そこはひとつ御理解をいただければなと思ってございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） あえて理解せずに話を続けたいと思うんですけども、次のことを考えるというのは大変大事なんです。ただ、災害公営住宅というのはそもそも住宅に困窮している方もしくはかなり所得が少ない方のための住宅ですから、ちょっと汚れています、その分家賃下げますというほうが、実はうれしいんじゃないのかと思うんです。それは暴論かもしれません、だからといって、じゃあ全部直さずいいですよという話になるとそれはまたそうじゃないよという話になっちゃうので、線引きって非常に難しいんですけども、様々な入居者の視点に立っていただきたいということは、とてもよく思うんです。

1点だけ確認したいんですけども、そういう民間と違うんですよということは、それこそ新しい次の方が入るとき、入居する前というか、こういうふうに最後は出ていってくださいねという話は、最初にちゃんとしているのかどうかということも結構重要なと思うんですが、そこはどう対応していますか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいまの御質問でございますが、入居時点では入居の説明等で基本的な畠、ふすま等は替えていただきます。なおかつ、故意過失による損傷等についても直していただきますという御説明の記しましたパンフレット等をお渡しをしておりますし、実際に入居される際に、請書というものを提出をしていただいてございます。その請書の中にも同様の内容が記載されておりますので、お知らせをしておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） そろそろ終わりにしたいと思うんですけども、些末な話題ばかりで恐縮なんですけれども、もう1点だけ。御自分で直してくださいという話なので、要は汚れているじゃないかと、そこまでやるかどうか分かりませんが、清掃のやり直し等もかなりあるんだと聞きました。しかも、日中働いている方からすれば、平日働いている方からすれば、

例えば休日とか空いている時間に、そういった立ち会いの下にやっていただきたいと思うんですが、対応、平日日中しかできないんだという話を聞きます。そのために当然仕事を休んで立ち会って、やはりちょっと掃除が行き届いていないのでやり直してください、また自分で掃除してもう1回立ち会って、そのやりとりがかなり煩雑だったなという感想を聞きました。そのあたりも、入居者の視点にぜひ立っていただきたいと思うんですが、どのようにお感じになりますでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいまの御質問でございますが、私も全く同感といいますか、もしすみません、まだなり立てで検査の体制、土日絶対対応しないのかという部分も含めまして確認をさせていただきまして、可能であればやはり仕事の関係等で、どうしても土日しか空かないという方もいらっしゃるのは通常でございますので、対応できるかどうかも含めて持ち帰りまして、検討させていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 災害公営住宅の管理について様々お伺いしてまいりました。最後は少し細かいお話をさせていただきましたが、なぜそういうお話をするかというと、実は苦情は直接届いていないんだそうです建設課のほうには、退去のとき大変だよって。実は誰も言っていないわけです、公には。ですけれども、そういった声なき声を拾って、職員の皆さんに届けるのも議員の仕事かなと思いました、私なりに調査させていただいて聞こえた声を今日届けさせていただいたという思いがございます。

最後の退去時の面倒事につきましては、災害公営住宅をついの住みかとする方々にとっては正直関係ない話かもしれません。しかし、町外からの移住者であったり、そういった方々も公営住宅に入居するということは多々あるわけです。その方たちにとっても、快適な住環境を整備するということはひいては持続可能なまちづくりのために必要なことであろうと考えます。例えば、手続上、条例に書いてあるからとか、規則だからということだけで突っぱねるのではなくて、その条文、条例、法律の運用または解釈というものに当たっては、町民の側に立って利用される方の視点をしっかりと持っていただいて、心を碎いていただきたいなとお願いしたいなと思っております。

民間との違いをしっかり認識していただいて、先ほどいみじくも町長おっしゃいましたが、退去することも考えてほしいですけれども、次に入居する人のことも当然考えながら、双方にとってよりよい状況にできるように検討していっていただきたいなと考えております。

例えば、今の規則の解釈を見直したり、または曇の表替えの話だったりとか、そういう細かいことかもしれません、本当に必要なのか、本当にこれでいいのかということは、しっかりともう一度家賃が上がり始めるこのタイミングで精査していただいて、何らかの検討を加えていっていただきたいなと、加えていっていただく必要があるのではないかと私は思いますがけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 総体的なお話をさせていただきますが、一定基準、一定の運用方針ということについてはなくてはならないわけでございます。後藤議員がどういう厳しい、あまりにも、民間と厳しいというお話をされてございますが、私は民間の関係の、随分知っています。そこの中である意味もっと厳しい民間の方々いらっしゃいます。取立てをするぐらいの厳しい民間の方々も実はいらっしゃるんです。裁判隨分かけたりというのがいろいろありますと、そこを含めていくと、それほど町の災害公営住宅の退去の際の規制というのは、そんなに厳しいのかということになりますと、一般論として言わせていただけば、そう厳しい程ではないと私は思っております。

ただ、一つ言わせていただければ、入っていただく方にどうやって快適な空間を提供するかということは、今入っている人もそうですし、次入ってくる人もそうですが、そういった方が快適な環境を提供するということの使命は、忘れてはいけないと思っておりますので、いずれいろいろその辺で調整が必要な部分あるいはできる部分、あるいはできない部分というのは多分出てくると思いますが、その辺はしっかりと、町としても対応できる分については考えてまいりたいと思っています。（「終わります」の声あり）

○議長（三浦清人君） 以上で、後藤伸太郎君の一般質問を終わります。

次に、通告4番佐藤正明君。質問件名、1、防潮堤工事の進捗状況について、2、台風19号の災害復旧について、以上、2件について一問一答方式による佐藤正明君の登壇、発言を許します。6番佐藤正明君。

〔6番 佐藤正明君 登壇〕

○6番（佐藤正明君） ただいま議長の許可を得ましたので、6番佐藤正明は登壇より一般質問、一問一答方式で1件目の質問を行います。質問相手になりますのは町長です。

質問事項、「防潮堤工事の進捗状況について」です。

質問の要旨については、東日本大震災で甚大な被害を受け、10年目を迎えるに当たり復興事業は最終年度となることから、復興期間内には昨年の台風19号の被害や、今年の2月頃から

には新型コロナウイルスの対策や対応などの中で、防潮堤工事を発注している職員の方々には設計監理の御苦労と、受注者においては施工管理の厳しい状況下の中であるが、工事が最終年度となることから工事の進捗状況について次の点を伺う。

1つ、各漁港の防潮堤工事が最終年度に完了するのか。

2、完成形状で防潮堤附帯構造物の機能や防潮堤の安全対策、対応などについて伺う。

以上、登壇よりの質問といたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、佐藤正明議員の1件目の御質問です。

防潮堤工事の進捗状況について、お答えをさせていただきますが、まず1点目の御質問、各漁港の防潮堤工事が最終年度内に完了できるのかということについてであります、本町が管理する第1種漁港19港のうち、宮城県に施工委託した長清水漁港を除く18漁港、19工区について防潮堤建設工事を進めているところでありますが、このうち5月末で藤浜漁港、寺浜漁港の防潮堤が完成、残る16漁港、17工区の工事進捗率は最小で15.2%、最大で83.8%ということになりますして、平均で58.9%ということになっております。年度内の完成に向けては、解決すべき課題の多い工区もありますが、現在活用している事業制度の下、工事を年度内に完了できるよう進めてまいりたいと思っております。

また、防潮堤工事により漁港を利用される皆さんには御不便をおかけすることになりますが、工事への全面的な協力をお願いするとともに、工事請負者の方々がこれまで培われた知識や経験を最大限發揮いただきながら、年度内完成に向けて全力で取り組んでいく所存であります。

次に2点目の御質問、防潮堤附帯構造物の機能、堤防の安全対策、対応についてですが、防潮堤の附帯構造物として、道路、河川や水路が交差する箇所には陸閘、水門ゲートや樋門、また内水を処理するための排水溝などのほか、管理や点検のためのツールや階段等、安全上、利用上の観点から必要な施設や整備をいたしております。それら施設や設備には国や県等により設計基準や安全基準等が定められておりまして、例えば防潮堤の裏のり尻に設ける排水溝は、降雨確率5年、標準降雨強度として時間雨量70ミリを前提に設計いたしております。また、防潮堤の天端に設ける管理用通路が、河川堤防と同様に住民の通行に供する際には、転落防止柵の設置など、利用上の安全対策は道路の安全施設工事設置基準に基づき、設計をいたしているところであります。

防潮堤は、永久構造物として今後長期間にわたり、地域の人々にとっては日常的に接する施

設となりますことから、建設後も実態に即し適切に管理してまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） ここで、暫時休憩をいたします。

再開は11時20分といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

佐藤正明君の一般質問を続けます。6番佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） ただいま答弁をいただきました。答弁によりますと、大分厳しい状況かと思いますが、その現場については復興期間が過ぎた場所は打ち切りになるのか。それとも完了までできるのか。その辺を伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤仁君） 打ち切るということは決してないと思います。いずれ、若干時間が10年という区切りの中で完成というまでこぎ着けないケースも出るかもしれません、そこは昨日もお話ししましたが、先日の菅家復興副大臣との要望の中で最後までしっかりと認めていただきたいということの要望はさせていただいておりますので、せっかくここまで来たんですけどから打ち切るということはないと思っております。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 昨日、町長から先に最終年度で完了しない工事については、既に復興庁にお願いしているということもお聞きしました。そればかりも言っていられませんので、なぜかといいますと、近頃大分地震も多くなったんでないかなと思われます。今朝ほども高知で震度4ぐらいの地震が起きて、地震が頻繁に起きるとまた津波の影響もどうなのかなと。それと、地震関係の教授の方たちはまた確率を出しておりますので、早期に完了できることをお願いしたいと思います。

そして、それぞれ各漁港においては問題点いっぱいあったかと思います。その中で、設計監理を進めてきた技術参事を初め、派遣の職員の方々とプロパー職員の御努力、これまであつたのかなと思います。それぞれの御苦労と御努力に感謝を申し上げたいと思います。

残工事については、派遣職員の方々は今年度で終了になるのか。今後どのような方向で設計監理関係を進めていくのか。その辺を伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、担当課の職員にねぎらいの言葉を賜りましたけれども、私からその逆にこれまで様々な課題を抱えながらも愚直にといいますか、真摯に工事を進めてくれた業者の皆さん方の御努力に対して、私からも改めて感謝を申し上げたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 自治法派遣で他の市町村から派遣いただいている方々については、おおむね10年をめどにということでお話が進んできておりますので、引き続きいただけるところと、そうでないところやはりあります。あるだろうと思いますので、不足の部分については任期付職員という形で募集をしながら進めていく形になります。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） そうですね。この10年間という中でいろんな御苦労があった形でございます。そういう中で、自分が手がけたところ完了しないで帰ってしまうと、その辺も私はどうなのかなと思います。その辺、派遣職員といいますか、任期付ともお話ししておられますが、町でその辺を考えて派遣職員の方たちに予算の手配とか、その辺をしてできれば完了した形を、職員の方たちに味わってもらいたいなど、そのような考えはございませんか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど、総務課長が10年ということでお話をしたのは、基本的には震災の翌年から御承知のように、私派遣元の首長さん方にお邪魔させていただいて、何とか派遣をお願いしたいということで、ずっと言ってまいりましたが、基本的には10年という節目でこれまでお願いしてまいりましたので、10年が過ぎて11年目ということについては、なかなか私の口からは言えない状況というのも、実はあります。

その中にあって、まだいいぞという方もいらっしゃいますが、基本的には10年ということになろうかと思います。今、総務課長お話ししましたように、次は、11年目からは任期付職員を募集して、その方々にお願いしたいということですが、これは御承知のように任期付職員も含めてそうなんですが、国の財政支援がないと職員を雇えないということがございますので、これは2年ほど前から当然こういう状況になるということですので、復興庁には私からずっとお願いしてまいりまして、いずれ11年目以降もソフト面ですので、任期付職員の財源手当ということについても、一定程度認められる方向ということになっておりますので、そういう意味では我々も安心して任期付職員の募集といいますか、それをやっていきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○ 6番（佐藤正明君） 任期付職員についてはある程度の協力がもらえると、そのようなお話ですが、なぜ私そう思うかと、引き継ぎの関係が思うように、前者から後者への引き継ぎが思うようになってないということがいっぱい聞いています。その関係で工事があとにまた戻ってしまうということがございますので、派遣、任期付職員の方とか派遣の職員の方、引き継ぎ等確実にやっていただけるような形を取っていただきたいと。できれば、携わった職員の方ですか、その方も任期付の形に移行できるのかとか、その辺はどうなのか一応伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 現場の担当としての話もあろうかと思いますが、私からお話しさせていただきますと、基本的に引き継ぎというのは当然でございます。しっかり引き継ぎしないと、次の人がすぐ仕事に取りかかれないと現実がありますが、いずれ引き継ぎというのは震災翌年からずっとこれを繰り返してきております。基本的には1年で交代する方々が圧倒的に多いわけですので、その辺の引き継ぎの重要性というのは、担当課としても十二分に認識しながら、これまでも指揮をしてきたと思います。引き続き、これからもそういった引き継ぎをしっかりと取りながら、仕事に支障が出ないような形で進めてまいりたいと考えております。参事から。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 御指摘のとおり、引き継ぎというのはやはり大切なことだと考えております。特に、防潮堤工事もいよいよこれから終盤を迎えてくるわけですけれども、もしかしますと来年度からは会計検査という事務処理も控えております。そういうことから先ほど来御指摘のとおり、現勢力でもって、現体制でもってそういう今後の事務作業が進められる保証はございませんので、残った者あるいは後を引き継いだ者がそのあたり十分資料を読み解けるように、今各書類等の整理の仕方を統一化して、きっちりと引き継いでいこうという取組をしている最中でございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○ 6番（佐藤正明君） その辺よろしくお願ひしたいと思います。

防潮堤工事については進捗状況、私発注されたときからいろいろ議論させていただきました。今ここまで來たのでとやかく言うわけでございませんが、ひとつ完了に向けて事故なく進めもらいたいと思います。

そういう形で1問目を終わりたいと思います。

2番目の完成形での防潮堤の附帯構造物の機能や、防潮堤の安全対策、対応についてということで伺いました。5年に1度ぐらいの豪雨を計算して、それなりの排水とか道路とか、そういう関係を計算されて附帯構造物が造られているということが、答弁にありました。昨年の台風19号の影響で、岩手県山田町では二重被災を受けているような状況もあったようでございます。当町においては、背後の部分が冠水して一時通行止めになった箇所もあります。そういう関係で、町でもそれぞれの附帯構造物の機能と背後地の地形など、再確認する必要があるんでないかなと思います。ただ、その中では町独自だけではいろんな関連がござりますので、国道通っていたり、あとは漁港関係やったりということで、そういう事業主体と一緒にになって再確認して、あとで手がかかるないような形を取るのも一つでないかなと。そういう考えはございませんか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 昨年の台風19号につきましては、多分量については南三陸町として過去最高レベルの雨量ということを記録しましたので、そういった本当に何十年に1回という、この頃はそうでもないんですが、何十年に1回と言われるような雨量についてというよりも、基本的にはやはり先ほど言いましたように、国県の設計基準とかあるいは安全基準等、これに基づいた形の中で工事は進めていくべきものと思ってございます。なお、補足については参考から答弁させたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 防潮堤の附帯構造物に限らず、いわゆる道路の排水溝等もそうなんですけれども、その設計に当たりましては、まずはその排水溝に集まつてくる水はどの範囲の水がその溝に集まつてくるかということを、まず地形上から特定いたします。その上で、先ほど町長御答弁申しましたように、例えば時間雨量が70ミリを想定してその降った雨が一部は地中にしみ込むこともあります。ただし、例えば家の屋根ですかあるいは舗装された道路などは、ほとんどがそのまま流れ出すということで、どの程度の雨が排水溝に流れ込むかということを計算して、所要の水路の断面を決定しているところでございます。

ただ、議員御指摘のとおり、水路はあくまでもネットワーク、いわゆる網の目のように張りめぐらされていることもございます。したがいまして、関係機関とも十分協議、連携した上でそういった排水処理等については計画していく必要もございますので、御指摘のとおり、必要に応じて関係機関とも連携を図ってまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） よろしくお願ひしたいと思います。やはり、計算上に出てこない部分もございますので、その辺はいろいろ御協議していただきたいなと思います。

あとは防潮堤や堤防の安全対策ですが、それぞれこれも基準にのっとって、そういう防護柵とかやっているような形と答弁をいただきました。ただ、でき上がった場所、完了検査終わった場所なんか見ると、町の防潮堤ではないんですけども、護岸等見ますと結構安全勾配にはなっているんですが、のり勾配が長いもんですから、いざそこで滑って転んだりあとは管理道路上で散歩上に少し転落したりというと、それが大事の事故になるんじゃないかなと、そのように思います。ですので、しっかり事業主体が違うといつても、最終的に渡されるのは町でございますので、その辺もしっかり把握してここには柵が必要でないかなど、そのようなこともひとつ現地確認がする必要があると思いますが、その辺いかがですか。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 特に、土構造物の堤防のことを指して御指摘いたしましたが、通常土構造物、いわゆる土墨のような堤防につきましては、勾配は大体1対1割5分、いわゆる10メートルいって1メートル50センチほど下がるという勾配で造られているかと思いますが、そういった場合、基本はいわゆる一番高いところとのり裾、一番低いところとの高低差に応じて防護柵を設ける、設けないという基準が一つございます。したがいまして、御指摘のように斜面を滑り落ちる、あるいは転がり落ちることが全くないかと言われると、それは可能性としてはございますが、通常一般の方々に通行をしていただいても可能な管理用通路の場合は、幅員が3メートルございますので、そのあたりは十分注意してお通りいただければ、防護柵を設けるまでのものではないと考えております。逆に、海側に、いわゆるコンクリートの擁壁を設置いたしまして、内陸側に盛り土構造でもって防潮堤の天端をお通りいただくような場合がございます。その場合は海側に対しましてはかなり急な勾配でもって、しかもそれなりの高低差もある場所でございますので、そういったところには必ず防護柵、転落防止柵を設けるようにいたしております。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 勾配的には、先ほど私も言ったんですが、1対1.5とかその辺のあるんですけども、直高にしますと8メートル、約10メートルぐらいある。8メートルから10メートルぐらいあるんですけども、のり側ですと18メートルから20メートルになるんです。この長さですね。ですので、やはり上に立つといろんなことを考えると、ここから滑ったり

すると、それこそ大事故になると思います。なぜそう思いますということは、今皆さん健康管理のため散歩するのが多くなっておりますね。ですので、堤防上を歩いている方、結構見受けられます。ですので、その辺散歩する方というのは年齢もそれなりの方でございますので、転落してしまえば本当に大変でないかなと、その辺を再度把握して、いろいろな処置を考える必要があるんじやないか。もう一度お願ひしたいと思いますが。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 一般的な河川堤防を思い浮かべていただければよろしいかと思いますが、先ほども申しましたとおり、いわゆる土構造の河川堤防の場合、天端には約3メートルの管理用通路が設けられております。管理用通路は一般の車両は通行はできません。ただし、一般道路から河川管理用通路に入るところには、いわゆる車両の進入防止柵は設けておりますが、一般の方々、歩行者あるいは自転車ぐらいまででしたら通行は可能といいますか、現実、しておられます。防潮堤につきましても同様の使われ方がなされるかと思います。ただ、先ほども申しましたように、転落防止柵の設置ということについては、本来管理をしていく上で例えば管理する者が危険であれば転落防止という対策を講じますが、基本的には一般の方々のように通行の用に供するものではございませんので、そのあたりは御理解いただきたいと存じます。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 一般の方が通る場所でないと言いますけれども、そこで事故が起きた場合はどのような対応、処置になるのか。その辺は考えているかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 先ほども申しましたが、管理用通路でございまので、基本的にはまず車両は進入はできません。そういういわゆる注意といいますか、警告の看板なりは設けております。ただし河川堤防もそうなんですが、一般の歩行者の進入については禁止するという看板、表示等はございませんので、そのあたりは町民の皆様に十分注意しながら通行していただくようにお願いするとしか言いようがございません。

もし、滑落というか、滑って下に落ちるようなことがあれば、大変申し訳ないんですが、それは自己責任の範疇ではないかと考えております。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 分かりました。転落すれば自己責任になると、そのような形でございま

すので、その地域の方たちに最後にはそれなりの周知徹底をしていただくようお願いをしておきたいと思います。

あとちょっと忘れたんですけれども、附帯構造物の中で小さな排水路とかその辺のやつは、フラップゲート等で対応しているようでございますが、それが地区によっては河口側にフラップゲートがついている場所もあると聞いております。河口といいますか、そうですね。その辺だと海の不純物ですか、それがくっついてうまく機能がなさないということも耳にしておりますので、その辺もひとつ現地を確認して構造的な面、まだ終わらなければそれなりに対応したらいいんでないかなと、完了してからでは単費等で対応も大変かと思いますので、その辺いかがですか。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） いわゆる水路等の流出箇所におけるゲート、フラップゲートでございますが、一般的には外水位といいますか、例えば海の潮位、海面の上昇に伴ってその水圧で門扉が閉まって、その代わり内水が排除できないということになりますけれども、一般的には海側、河口部あるいは海に面したところに設けるというのが一般的でございます。

ただし、ただいま御指摘いただきましたように、例えば貝であったりあるいは海中のごみ等が浮遊して、門扉が閉まるのを妨げるということも想定されますので、既に工事、設置が終わっている箇所は別にいたしまして、これから現地施工にかかりますところにつきましては、改めて一度確認いたしまして、可能であればまた地元の方にも御相談する必要があるかもしれませんが、設置の場所については考えていきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 話、行ったり来たりしますけれども、完了したところは手がかけられないという形ですよね。その辺も一応地域の方たち、ずっと管理していくかなきやない形でございますので、何らかの方策を取ってもらえないのかなと思いますが、いかがですか。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 基本的に町が設置いたしました構造物につきましては、今後とも町が管理するということが原則でございます。したがいまして、もし門扉の閉鎖に当たって支障があるようでしたら、そういう原因となるものを除却していくというのは町の責任でやっていくことになります。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○ 6番（佐藤正明君） その辺よろしくお願ひしたいと思います。

進捗状況あるいは防潮堤工事については何回も言っていますので、この辺で終わりたいと思います。

2件目の質問事項になります。「台風19号の災害復旧について」です。昨年の台風19号では、甚大な被害を受け、災害復旧工事や工事計画が進んでいる中であります、次の点について伺いたいと思います。

災害査定から外れた河川、道路災害復旧工事は起債対応で実施することなどから、復旧計画をどのように考えているか。2法定外公共物、里道、水路が多く被災を受けている状況の中で、復旧計画と今後の維持管理についての考えは。

3、被災した農地で復旧されない農地、復旧しない農地の指導や対策などの考えはあるのか。
以上、自席からの質問といたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤仁君） それでは、2件目の御質問です。「台風19号の災害復旧」ということでお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目の御質問です。災害査定から外れた河川、道路災害復旧工事の復旧計画についてであります、昨年10月11日から13日にかけての台風19号の大雨により被災した公共土木施設のうち、町道24路線、普通河川21河川は国の災害復旧事業において計86か所の査定決定を受けております。また、被災金額や被災規模によりまして、国災の基準に満たない被災施設については、起債で財源を確保しつつ復旧工事等を実施してまいりますが、復旧に当たっては現に地域交通に著しく支障を来している箇所、治水上、次期出水により増破の危険性がある箇所及び被災箇所が宅地と近接しているなど町民の人命、財産に関わる箇所など緊急性を考慮の上で優先順位を精査しつつ、早期の復旧を目指してまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問になりますが、法定外公共物の復旧計画と今後の維持管理についてお答えをさせていただきますが、里道や水路といった法定外公共物についても多くの被災を受けておりますが、その被災規模、被災内容によっては町での対応も検討が必要と考えております。しかしながら、法定外公共物は町内至るところに存在し、町の人的資源、財源を考慮しますと、その全てに対応することには限界があります。したがいまして、法定外公共物の復旧につきましても箇所ごとに被災規模、被災内容等に照らし、対応を検討してまいりたいと考えております。

また、小規模な土砂の堆積等軽易な被災並びに日常の簡易な維持管理につきましては、引き

続き地域住民の皆さんや隣接関係者の方々の御協力を得ながら、主体性を持って実施をしていただきたいと考えております。

最後に、3点目の御質問、復旧されていない農地、復旧しない農地の指導、対策などについてお答えをさせていただきますが、昨年の台風19号による個人所有の農地に係る被害箇所数は、町内全体で294か所、うち耕作放棄地を除く復旧対象箇所数は267か所として把握しております。その災害復旧については、町単独の補助制度を創設して対応しておりまして、令和2年5月末現在の交付件数が49件、90筆分となっております。補助事業を利用せずに自力復旧したケースもあるため、一概に申し上げることはできませんが、箇所数ベースではおおむね半数以上は復旧を終えたものと認識をしております。現時点において未復旧の農地に関しては、対象者への制度内容等の周知を改めて行うことによりまして、補助制度の利用を促してまいりたいと考えております。

また、所有者において積極的な災害復旧を行わない農地については、被災した状況のまま荒廃農地化することが懸念されるところであります。今後、今年度の作付状況を把握した上で、被災した以外の耕作放棄地とも併せ、農地中間管理機構を通じた農地の集約化、集積化等、荒廃農地化を防止するための方策について総合的に検討してまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 災害査定から外れた河床、道路ですか、起債で対応ということで、箇所が結構あって非常に大変かと思うんですが、そういう中において国災、国の災害で工事をやるという形ですが、生活路線ですね、一応被災受けてから8か月にもなるんですが、その辺生活路線でございますので、早急に対応を考えているかどうか。その辺まずもって伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいまの御質問でございますが、まさしく議員おっしゃるとおり、生活路線、あとは町長答弁にもございましたように、人命に関わるような部分とか緊急性のある部分については優先的にやっていきたいということで考えてございまして、今現在前発注のものも含めて職員一丸となって対応しているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 優先的に考えていると、工事するのはいつ頃になるのかですね。一応河川の復旧については耕作して収穫した後ということは地域の方たち分かっているんですが、

道路のほう早め、優先的と言いますけれども、いつまで優先的なのか。その辺いつ頃になるのか。伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） いつ頃までという御質問でございますが、今年度内を完遂を目指して、9月までには全箇所発注を目標に今事務を進めてございますので、もう少々お待ちをいただければと考えております。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 今年度内をめどにということで言っておりますが、一部この議場で建設課長と立ち話したんですけども、町で迂回路に借地している場所なんですが、そこあるんですが、そこの地主さん、体調崩してなかなかうちの作業もできないと、うちに籠もっているような状況ですが、先日道路が大分ひどくなつたので一応補修はしてもらったんですけども、補修等もいいんですが、どうしても今の時期ですと南からの風が来たりなんかして、ほこりが家の中に入ってしまうと掃除も大変なので、その辺のやつ、早めに何らかの処置を考えていただきたいと思いますが、早急にお願いしたいと思いますが、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいまの御質問でございますが、これは話は聞いておりまして課員のほうにはもう処置をしろということで指示を出してございますので、もう少々お待ちをいただければと考えております。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） あとそれから台風19号後に少しあまた大雨が降った場所、降った形があります。そのとき応急的に土のう等積んで一応処理はしてもらったんですが、またそれがこの間の雨で流されて、今後またそういうのが来ると二重被災という状況も見受けられますので、本当に確認して歩く、報告を受けてそれに対処するのも大変かと思うんですが、その辺の場所を再度確認して梅雨になりますので、梅雨明け当時は昔から大雨が降るような状況があります。あとは雷も大分今年度は多いようなことを言っておりますので、豪雨が発生する可能性があると思いますので、その辺の対処もひとつ考えてもらいたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 対応につきましては、今後そういった大雨等降りそうな気配とかございましたらば当然ながらパトロール、あとは随時地区の方々から前に被災を受けたんだけ

れども雨でちょっと動いているよという報告等も随時受けておりまして、その際には速やかに課員が現地に伺いまして、現地確認をさせていただいておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 住民の方たちから連絡されて現地確認してもらっていますが、現地確認してもさっぱり音沙汰がないやという話も聞こえております。その辺、現地確認したらどういう方向性でいくのか、その辺の報告も必要だと思いますが、その辺いかがですか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 確かに、おっしゃるとおりなかなか箇所数も多いものですから、早事が利かないという部分もございますが、対応策決まり次第御連絡いただいた方々、付近の方々には連絡を徹底するように課員にも周知をしたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 本当に台風19号は余計な災害だったと、私もつくづくそのように思います。今度はさつきもお話ししたんですけども、梅雨に入ると現在梅雨に入っている南のほう、沖縄、九州南部、そちらも記録的な豪雨で大分参っている形でございます。当然当地区にもいつ何どきそういう豪雨災害が発生するかございませんので、それに向けても現地の確認とかあとは町だけでも大変なので、国で掲げております国土強靭化等のそういうのにも一応考えていったらいいかがなものかなと思っていますが、町長どのように思いますか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどお話、課長から話がありましたように、大雨の被害というのは広範囲に発出しますので、それぞれの地域の皆さん方にとっては私の地域が一番大変だという思いでお電話を頂くんですが、少なくともそういった広範囲にわたった大雨被害でありますと各地でそういう状況になっておりますので、なかなか来ないとかあるいは遅いとかいうお電話を随分頂きますが、ただこちらとすればそういった状況の中で対応せざるを得ないということでございますので、地域の皆さん方には大変御迷惑をおかけする部分があろうかと思いますが、御容赦を賜りたいと思ってございます。

それについても、いち早い対応をせざるを得ないということについては、常々担当課も含めて皆さん認識をしていると思いますので、よろしくお願ひを申し上げたいと思いますし、また併せて国土強靭化の問題についても、我々としても町村会でよく国にも要望活動をさせていただきますが、当然そういった問題についても要望活動の中に入れながら、国の方々とお

話をさせていただいているということについては、お伝えをさせていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 昼食のための休憩といたします。

再開は1時10分といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時09分 再開

○議長（三浦清人君） それでは再開をいたします。

10番高橋兼次君が退席しております。

通告4番佐藤正明君の一般質問を続行いたします。6番佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 午前中には災害査定から外れた河川、道路関係も一応強靭化を考えただけるという、まだしっかり何はないですかとも、取りあえず町でもいろいろ検討したいという形で終わりました。

それで、2番の法定外公共物ですが、里道ですか、水路が多く被災を受けている中で復旧計画と今後の維持管理について考えてはということで、その件について答弁を頂きました。至るところにあるので、なかなか町も大変だと、そのような答弁を頂きました。ただし、これについては所有者が、国あるいは国から町に移管されているのではないかなど、そのように思うのですが、権利者とすれば町ですので、その辺しっかりどこにどう、そういうのが存在しているか、全体的には確認したことはございますか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいまの御質問でございますが、里道、赤線青線に、全体を確認したことがあるかという御質問でございますが、国から土地として引き渡しを受けた際は各地区の面積という形で引き受けをしておりますので、大変申し訳ございません。例えば延長何メートルという形では、今の資料等については持ち合わせてございません。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 現状把握という意味で、今回の台風19号の被災を受けて農地管理につきましては、前回お話ししたように町施工の31か所に関しては現在優先順位をつけて対応しているんですけれども、今回後ほど補正予算で計上させていただいているんですけれども、農地の現況調査業務委託という形で農業委員会の補助事業を掲載しております。今回、大まかな話は農地集積という部分を最終的な目的として、現況調査というのを入れるんですけども、台風被害を受けて今議員がお話しされたように、現状把握というところを併せて

法定外公共物もできれば今回業務委託の中に何とか含めて調査という部分の仕様書も、町として担当課として考えているというところでございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 少しはその管理に関しての明るい形が見えてきたなと思います。今まで地域の住民の方たちである程度は管理をしているという形だったんですが、やはり地域の方たちも大分年齢も増しておりますので、なかなか大変な場所も出てきていると。そして今回そこの場所等が原因で大分災害を受けているという形でございますので、その農地集積とともに業務委託、業務委託というのはその管理等測定だけの業務委託ですか、それとも管理まで含めた委託になるのか。その辺を再度確認しておきます。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 今回の業務委託に関しましては、現況の農地がどこにどれぐらい、またそれにプラスアルファして青線赤線がどの場所にどれくらいという部分のやつですので、維持管理とそれは入っていないというところです。あくまでデータを整理するというところでございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 分かりました。一応調査したのはある程度どこに赤線青線があるかというのを把握できる形ですね。そうなれば町でもどこからどこまで管理できるか、できないかという形が出てくると思うんですが、それに向けての維持管理についての再度考え方をお聞きしておきたいと思いますが。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 管理の仕方という御質問でございますが、今町といたしまして町道、林道、河川、これら604路線、延長にいたしますと383キロ、これ管理をさせていただいてございます。これに加え、法定外公共物全てを町で管理ということになりますと、恐らく距離では把握はしていないんですが、もう倍以上の数字が多分出てくるんだろうなと考えますとやはり人的資源、あとは財源的なものもございますので、従前のとおり地区の皆様に地区活動等で御協力いただきながら、管理をさせていただくということでお願いをしたいと思っております。

ただし、災害等で人的な被害が出そうだとか、家屋のそばで家屋が倒れそうだという場合については、当然ながら町もできる限りのことはしてまいりたいと思いますが、ぜひ各地区の方々の御協力をいただいて管理をしていただければ、していきたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 確かに、管理等は本当に非常に大変かと思います。ですが、どこにどう青線赤線が入っているかというのは地域の方も分かりませんので、それを何らかの形でそういうのを表示できるのかできないのか。そして管理をしてもらわなきやないんだということの協議も必要となると思うんですが、その辺御検討いただけないかなと思いますが、いかがですか。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 今回の現況調査で、できるだけ青線赤線の表示というのはできるような形で、仕様書組みたいと考えておるところです。答弁にもあったように、できるだけ小規模な土砂堆積、軽易な被災箇所に関しましてはこれまでの多面的機能支払事業ですか、中山間の直接支払という中で対応をしていただきたいというのが本音でございますけれども、なかなか難しいという話も確かに聞いております。担当課といたしましては何らかの方策を今後考えていきたいと考えています。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今担当課からもお話をありましたように、基本的にこれまで維持管理、簡易な部分につきましては地域の皆さん方の御協力をいただいてということで、お話をしておりましたが、今農水課長から何らかの言ったので、何らかの上積みをさせていただければと思いますが、例えば地域でせめて原材料費ぐらいは何とか町で面倒見てくれないかというケースも多々見受けられます。したがいまして、町として例えば何らかの形の基金をつくり、そこの中で原材料費の購入は町でやって原材料を地域の方々にお届けさせていただい、それをあとは地域の皆さんで修繕なり、そういう形の中でやっていただければ、何でもかんでも地域の皆さんの管理というと、どうしてもそういう直接的に基金を、資金が必要な部分がございますので、そういうのは町としてサポートするといいますか、御協力をさせていただくという形で、地域の皆さんに御協力をお願いできればなと考えております。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 確かに、今までやっていたので、そういう形は地域の方たちもやろうかと思います。ただ、先ほど言ったように高齢化が進んでいるという中でございます。それで今回農地集積等で業務委託で再度調査するという形まで来ましたので、どうですか、この辺条例化にするとか、その辺の考えはあるのか。

といいますのは、私先日思ったんですが、台風19号のとき河川に取水するために堰を造った

ら、その分は違法だということで大分そのときはエキサイトしてやったんですけども、今後その辺についても長い間にはそういう事態も発生してくるんではないかなと思いますが、条例制定関係について考えてみてはいかがですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、条例ということですが、いずれ町としても検討の材料の一つにはさせていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 検討の一つだというお話を頂きましたので、次の3番ですか。被災した農地で復旧されていない農地、復旧しない農地の指導や対策などの考えはあるのかということで、おかげさまで被災した農地も約半数以上が完了して作付が進んでいると、そういう答弁を頂きました。あと残った分については作付後いろいろについて確認後、指導していくというお話ですが、どのような形で指導していくのか。田の場合だと、1作放棄するとなかなか2作目が、次年度の耕作が大変な形になりますので、そのときの対応まで考えての指導等になるのか。ただやってくださいという指導なのか、もしくは転作等の対応とか、その辺の指導の進め方ですか。伺っておきたいと思いますが。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） まず、一義的にはまだ復旧をしていない農家に関しては、昨年度策定いたしました補助事業制度を使って復旧していただきたいということの、再度の周知というところでございます。

まだ復旧していない農地に関しては、2通りあると思っておりまして、まだ要は河川ですとか、水路等の工事が終わらないと農地が復旧できない箇所、あとは所有者がもう高齢化によって田んぼを復旧しないと、その2通りあると思っております。今後町としては町管理の法定外公共物に関しては、終了次第復旧をしていただく腹積もりでありますけれども、その辺は被害規模、被災内容によってまだ発注できていない箇所もありますので、そこは優先順位をつけて対応してまいりたいと考えておりますけれども、要は復旧しない農地、あえて復旧しない農地に関しては、各地区の農業委員さんを通じて指導していただくところでもございますし、ただ言葉悪いですけれども、無理やり復旧しろとは言えませんので、そこは農地中間管理機構を通じた農地の集積という部分も促しながら、耕作放棄地を防止していくかたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○ 6番（佐藤正明君） その制度は大体何年ぐらいをめどに考えているのか。一、二年で終わるのか。被災が完了するまでというといつまでもたつんすけれども、取りあえず一、二年は大丈夫なのかなと思うんですが、その辺は大丈夫なんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 制度というのは補助制度ということだと思うんですけども、あくまで河川及び水路が完了をしないと復旧できない農地ありますので、その町の河川工事、水路工事というものが完了するまでは続けたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○ 6番（佐藤正明君） 分かりました。それでは、次に先ほど中山間事業とか多面的機能ということのお話が出ました。そこで、農作業については20年前に中山間事業が国で補助制度を出して、地域等がそれに加入といいますか、協定を組んで事業に取り組んでいるという形で、今度からは5期目に入るんですが、5期目に入って規定等をいろいろお話を聞くと、大分年ごとに規定が厳しくなっていると。今まででは、1反歩当たり急傾斜の場合は2万1,000円の補助はいたしました。そして今度緩傾斜は、1反歩当たり8,000円ぐらいですか。補助を受けて予算化もしてあるんですが、それは国で50、県で25、町で25という状態だと思ったんですが、今回の基準をいろいろ各協定から確認したら、とても10割は対応できないというお話がいっぱいござります。国でも大分制度を厳しくしたので、ますます高齢化になってきますので、自分の農地を守るにしても大変な形の状況です。ただ、協定を組んでいるから今まで遊休化の解消にも努めてきたんですが、ちょっとその辺、国の制度だから町では手がかけられないと思うかと思いますが、ある程度のことは考えてもらえないかなと思います。実際、気仙沼地区においては、大分厳しさを増す維持管理で、集落がどんどんやめていっているという形です。やめれば本当に遊休化が進みますが、その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 議員お話しのように5期目になります。ある程度何か考えてもらえないかという部分でございますけれども、確かに国の基準が厳しくなってきておりまして、これも今回補正予算で組んだんすけれども、協定の部分の基準が厳しくて再度測量し直すというところ、予算を組んで測定し直しということもありますし、先ほど原材料の話、町長から出たんすけれども、これに関しては個人にやるわけには、まだ制度をつくっていないのであれすけれども、いかないと思っておりまして、ある程度協定を結んだ地区の方にという

部分が、多分大前提になろうかと思っています。そういった意味で、国の多面的ですとか直接支払という部分にプラスアルファして、そういった部分の法定外公共物等も含めた補修、そういった部分をやっていただくということも考えると、農家の皆様の幅広く集積をしていただく、そういった協定を結ぶような方々ももっと取り込むようなことができればと考えておりますので、協定の拡大も目指した中での今後の施策というものを考えていただきたいと考えています。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） いろいろ考えていただきたいと思います。といいますのは、実際先ほど急傾斜と緩傾斜のことをお話ししたんですけれども、あまりにも差があり過ぎる形です。それを例えば3段階にするとその辺のやつ、町独自ではできませんので、県とか国に要望ぐらいはしてもらいたいと思います。なぜといいますと、今回測量をかけると、今まで地域一帯を勾配等で見てきたんですが、今度はそこの中に一部道路が入っている。今度はそこで区切られますので、規定が変わってくるんですよね。それは当然のことなんですが、そうなった場合今まで急傾斜のやつが、緩傾斜になると2万1,000円が8,000円になってしまうと。8,000円になればそれこそ大きな差が出てくるんでないかなというのはなぜかというと、今どこの集落でもそうなんですけれども、共同防除等をそういう経費に充ててやっているのですから、そういうのもなかなか実行できないような地域も出てくるという考え方もありますので、急にはいかないと思いますけれども、取りあえずその辺要望をお願いしたいと思いますが、町長いかがですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤仁君） いろいろ細部について詳しいお話を頂きましたが、申し訳ないんですが、私も詳細について詳しく知っているわけでございませんので、いろいろ御指摘の部分につきましては担当課含めて、町としてもいろいろその辺の検討はさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（三浦清人君） まだ。佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） その辺のやつはひとつよろしくお願ひしたいと思います。

質問の最後になりますが、今年の令和2年3月31日に今後10年間の農政の指針となる新たな食料農業農村基本計画が閣議決定されたと、今回の基本計画では、地域をいかに維持し次の世代に継承していくという視点から、産業政策と地域政策の両立を掲げ、生産規模の大小に関わらず生産基盤の強化に図るなどを示しているが、町の考え方や指導の考え方を伺って終了と

したいと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 農水課長が頭抱えていましたので、私が答えざるを得ないのかなと思いますので私がお話をさせていただきます。確かに国として様々な農政についての考え方等については、これまで過去を振り返るまでもなく、いろいろ変遷を積み重ねてきた経緯がございます。

そういう中で国は旗を振りますが、実際問題としてその地域で農業を営んでいる方々の実態というのは一体どうなんだろうということを踏まえますと、国の掲げる方針とそれぞれの全国各地の自治体農政を扱っている方々のそういった乖離といいますか、非常に大きいものがございますので、この地域にとってどうあるべきかということあるいは一つ国の指針はお示しを、今お話がありましたので、その指針に沿った形の中で、そしてこの南三陸としてどうあるべきなのかということの方針を示すということは必要だと認識しておりますので、いずれ今後そういった国の方針を踏まえ、そして南三陸町としての独自の方針も踏まえながら、今後取り組んでいきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 以上で、佐藤正明君の一般質問を終わります。

次に、通告5番千葉伸孝君。質問件名1、コロナ感染症の対応と今後の対策は。2、歌津地区にも観光客のにぎわいを。以上、2件について一問一答方式による千葉伸孝君の登壇、発言を許します。4番千葉伸孝君。

[4番 千葉伸孝君 登壇]

○4番（千葉伸孝君） 4番千葉伸孝は議長の許可を得ましたので、町長に質問したいと思います。

質問事項は、「コロナ感染症の対策と今後の対応と今後の対策は」です。要旨に関しては特別外来を公立病院への設置とコロナ発生の対応はです。2番目に抗原検査、抗体検査に対する町の考えはです。3番目に、来町者からの感染防止の対策はです。4番目、訪日観光客の今後の受け入れ体制はで、5番目にコロナ感染症の町の経済被害は。交流人口の拡大に大きな影響を与えることになるが、今後どんな観光推進を町長は考えているか。この5点です。

町長就任から、東日本大震災が発生し、それを佐藤仁町長は復興、再生、9年目、10年目を迎える、完遂のときが間近となりました。そして今回コロナ感染症で経済が一時的でも破綻、住民の生活がまた再度混乱しているという状況の中で、佐藤仁町長は新たな困難に今後向かっていくと思います。佐藤仁町長なら大震災を乗り越えた方でもありますので、復興はでき

ると思いますが、今回のコロナの問題に関しても国民の税金を使って再建、再生、経済の再生を図るという政府の体制の中で、200兆を超える予算の中でまた何千億のお金がまた町に来ますので、無駄のない効果的な適切な予算措置を町長にはお願ひしたいと思います。今回はコロナ対策ということで町長にお聞きしますので、ひとつよろしくお願ひします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、千葉伸孝議員の1件目の御質問、「コロナ感染症の対応と今後の対策について」ということでお答えをさせていただきますが、1点目の特別外来の設置効果と発生時の対応についての御質問ですが、南三陸病院では新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大に伴い、4月21日より発熱などの症状がある方を対象として特別外来を設置をいたしております。一般患者が安心して受診できるように、院内感染対策を図っているところであります。特別外来にて新型コロナウイルス感染症の疑いと判断した場合には、その後の診療等は県保健所の対応となりますことから、県保健所との連携を密に対応に当たることとしております。今後につきましても院内感染対策を徹底した上で、特別外来を継続し、住民が安心して受診できる体制の維持に努めてまいりたいと考えております。

次、2点目の御質問、抗原、抗体検査の町の考え方についてですが、抗原検査につきましてはウイルスの存在を調べるもので、PCR検査と同様に医師の判断により実施するものであります。また、簡易キットの供給が不十分なために、国は患者発生数の多い都道府県における帰国者・接触者外来及び全国の特定機能病院から供給を開始をするということにしております。

一方、抗体検査は過去にコロナウイルスに感染したことがあるかを調べる検査ですが、国では新型コロナ感染症抗体保有率調査を、感染症が多い東京都と大阪に本県を加えた3都府県にて1万人規模で開始をされ、県内では仙台市と7広域圏で最も人口の多い市、町を選定し、実施をしているところであります。

このような中、今月4日の全国知事会議で、村井知事は感染の早期発見が事態収束にとって重要だということを強調した上で、唾液で検体を採取できる新たなPCR検査も視野に入れると説明されたことからも、抗原、抗体検査については県全体で考えていくべきものと考えております。

次に、御質問の3点目から5点目については関連いたしますので一括してお答えをさせていただきますが、今回の新型コロナウイルス感染症拡大による観光交流人口並びに関連する観光消費額への影響については、さきの倉橋議員の御質問に対する答弁のとおりであります。

観光産業は裾野の広い産業であるがゆえに、その影響も深刻であります。町といたしましても、様々な支援策を講じるなど、関係事業者の経営維持等に向けた取組を進めているところであります。

このような中、町内の宿泊施設を初めとする観光関連事業者間においては、先月26日に宮城県から示されました今後の宮城県における新型コロナウイルス感染症対策及び国関係機関等が示す業種別営業再開のガイドライン等参考に、可能な限りの予防対策を講じつつ営業を再開し始めているところであります。

この方針にも示されてありますとおり、おおむね3週間を一つの判断基準として8月以降の通常体制に向け段階的に誘客エリアの拡大を図っているところでありますが、ことインバウンドに関しては御承知のとおり、町単独での方針により再開できる状況ではありません。今後は国や県等関係機関の動向を見据えつつ来年度に開催が予定されている東北ディスティネーションキャンペーンへの参画を契機に、本格再開に向けた体制を整えていきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 町長、ありがとうございました。この新型コロナウイルスの拡大は全国に広がり、マスク不足やトイレットペーパー、ティッシュペーパーもSNS上の品薄がフェイクニュースとなり、町民も多くの混乱となりました。その後は消毒液が不足で全国でも薬品の市場の流れの規制と、私もインスリンを打っているわけなんですが、消毒用のアルコール綿がなくなりました。

そういう現実的な町民の一人一人の苦労がこのコロナウイルス発生での、発生していると私は認識しています。またアベノマスクはいまだに地元には届いていません。話に聞けば気仙沼地区はもう届き始まり、南三陸町においても近々アベノマスクが各世帯に配布される、こういう情報も聞いています。

白鷗大学の感染症の岡田教授は、感染拡大の防災策として帰国者・接触者外来、発熱外来の設置をと、声高にメディアを通して発言していました。政府も医療崩壊の懸念からPCR検査の数を1万件とは言っていたものの、その数は届きませんでした。これは、医療崩壊、これを発生させないための政府の考えと、これまでのコロナ対策の経緯だと私は思っています。外出自粛要請、学校の休業延長、そして5月25日に安倍総理が緊急事態宣言の解除の流れで今に至っています。

そういう中で町長に再度質問させてもらいます。南三陸病院に早期に特別外来を玄関の設

置はコロナ感染症への町の危機感の表れと私は感じていますが、これは開設の指示というのではなく、それとも町長がうちの町にもやっぱりこういう体制は必要じゃないかということの設置だったのでしょうか。その辺、簡単にでいいですでのお願いします。

○議長（三浦清人君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君） それでは、私からお答えさせていただきます。

特別な指示があつて始めたということではなくて、全国的に院内感染等が発生しているという状況下において、やはり他の患者様または入院患者様を守らなくちゃいけないという部分ですね、県内の動向等も見据えた中で、大型連休も控えていたという部分もございまして、4月に他の患者さんと動線を分ける形で診察できないかという形で取組を、院長から指示がありまして管理者に伝えた上で開始したという状況でございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 私も病院に父親を連れていっているんですが、そのときにあのテントを見たときに早々といい対策だなど、そして発熱者に関しては別の脇の通路からインターondoでかけて実は発熱がという形で、多分病院に入るような体制。やはり動線を分けて症状があるように感じた人たちの町民の方を区分けするような形だったのでしょうが、現実的にここを利用した町民の方っているんでしょうか。その辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君） 実際に4月から今月に入りまして、実際に診察に至っている方々は20名ほどいらっしゃいます。そのほかにも電話だけでの相談で終わっている方々もいらっしゃいますので、相談件数とするとそれ以上になっているという状況でございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 毎日朝のニュースでコロナ感染症の厳しさ、怖さ、900人を超える方がコロナ感染症で亡くなっていますが、そういった現状の中で町民にとってコロナに対しての恐怖はいっぱい持っている中で、南三陸町として公立南三陸病院として特別外来、これというのは本当にいい結果だと思います。そして感染者が出なくて、これが一番だと私は思います。そして、先ほど町長も話していましたが、帰国者・接触者外来に関してなんですが、登米市もその病院を専門の病院を設立して、気仙沼市でも廃校となった西高を発熱外来の施設として現在確保しているという感じと、報道では言っていました。

そして、今回出なかったということなんですが、今後を危惧して私はこの質問を町にぶつけ

ますが、P C R 検査、この辺が実施され、唾液でもいいんですけれども、陽性という方が出た場合に町の感染者対策としてのどういった行動を取るのか、病院として。あとは救急搬送に関して救急体制もこのP C R 検査に町では対応しているのか。その辺2つお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君） もしもの場合でございますが、P C R 検査等で陽性が判明した患者さんが当病院で出た場合、外来の患者さんであれば気仙沼、外来、入院問わずですけれども、宮城県気仙沼保健所に通報いたしまして、その指示でもって救急搬送であったりまたは県の車両であったり、いろんなパターンがあるかと思いますが、感染症指定病院または保健所が指定する医療機関に入院の措置になるかと思われます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 今、救急という形で南三陸消防署から救急を頼むのかなと思ったんですけれども、保健所の指示でもって感染者が発生した場合の専門の車があるとか、そういう考えでよろしいんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君） 症状が重篤な場合も想定されますことから、救急車を利用することもありますし、陽性となっても症状が出ていない方もいらっしゃいますので、その辺はその時点で県と十分に協議をして適当な対応を取りたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） その辺は迅速適切に病院で事務長がそれを責任持ってやるんでしたら、その辺は遅れたりとか対応が遅れたりとか、その辺ないような形で取り組んでいただきたいと思います。コロナの感染症が発生してから、全国の病院でコロナの受入れ病院、先生方、看護師の方も大変苦労して今回のコロナと戦っています。そういった中でコロナ患者を受け入れた会社の経営被害がすごい大きな形に今なっていると思います。そういう形の中で、国でも医師と看護婦に補助を出すんだという形の話がメディアでも伝えられています。そして、昨日の同僚議員の質問の中で、南三陸町においては大体患者が5%ぐらい減っていると、そういう話を聞きました。町内に置いている各種病院がありますが、やはりコロナ感染を恐れるがために患者数が減っていると思うんです。減っていました。病院側もある程度人数の制限かけていました。そういった公立病院に関しての国からのそういう医療の支援というか、お金の流れ、そういうのはあるのか。あと、個人病院に関してはそういう補助的なお金

は今後発生してくるのか。どうしても経営がなかなか大変な状況の中で、国からそういった補助があるべきと私は思いますが、どういった通知が町に来ているのか。その辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今の診療収入の関係の問題につきましては、昨日のコロナ関係の質問にもお答えをさせていただきましたが、2次の交付金の関係で感染症受け入れた病院の医師、看護師に対しては20万円の上積みでお支払いをするということでの方針は決まって、予算も多分通るんだろうと思いますが、残念ながら昨日もお話ししましたように、病院の診療収入の減収分につきましては、私もこの件については非常に危機感を持っておりますので、県の市町村長会議の中でも発言をさせていただきましたが、残念ながら今回の2次補正、2次交付金の中でそういった文言といいますか、財源の措置ということはまだ見えていないということがございますので、昨日と繰り返しになって大変恐縮なんですが、いわゆる医療崩壊の問題はずっとこの間言われてまいりました。今回こういった病院の経営そのものが診療収入の減収に伴って、公的病院、医療機関あるいは民間の医療機関問わずですが、減収になって経営が破綻をするということについては非常に懸念をしておりますので、そういう診療報酬の減収分についての国の補填ということは非常に重要だろうということで、これまでも言ってまいりましたし、今後もこの件についてはお話をしていくかなきやいけないのかなと思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 私も医師と看護師、これに関しては報酬のアップという形の報道は聞いていて、それが進められることになったのかなと思ったらば、2次補正になるのかなという形の町長の今説明だったと思いますが、とにかく人件費としての御苦労に関して国として病院関係者にお金を支援するという形です。

あと、町長に今後2次、3次補正ということがあります、うちのような小さい町にとっては高齢者にとっては、病院の維持というのが本当に大切だと思います。そして、コロナ発生の3月から私が個人病院にも通っているし、歯科なんかにも通っているんですが、やっぱり患者さんが少ない、そして医師も感染症が怖いということであまり余計めにはとっていないというのが現実のようでした。それに応じて医療報酬がどうしても減るのかなと。やはり、本当に観光だけではなくて全ての面で、コロナ感染症の影響が私は出てきていると思いますので、町長には宮城県の町村会長として声高に、これは県そして国にも事あるごとに伝えて

いってほしいと思います。

それでは、2件目に移ります。

町長も先ほど話していましたが、PCR検査に関して宮城県でも3,000人ですか、対象に検査をするという感じで、その一番最初に宮城県でも感染者が出た気仙沼市がその指定となり、大体PCR検査が始まったと聞きました。やはりそれも政府の行動で早期に陽性患者、新型ウイルスの陽性患者を早く発見して隔離して感染を広げない、クラスターとならないような環境をつくる、こういったのが私は必要だと思っています。そして、8月以降に経済の再生に向かっていくわけなんですが、そういった状況の中で陽性患者を、今後どうやって町で陽性か陰性かを判断していくのって、やっぱり抗体検査しか私はないと思っているんですけれども、なかなかその辺が町でそれを実施するのは難しいという考え方だと思うんですが、その辺町でやることはなかなか難しいという考え方ですか。その辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） このコロナが例えば南三陸町限定の、例えば風土病とかそういうケースでしたらば、集中的にそういった検査キットも含めてここに持ってきてやれるということですが、基本的には全国どこでもコロナウイルスの感染の恐怖というのは皆さん同じでございます。しかしながら、皆さん全てに検査キットが届くかということについては全く不足をしております。したがいまして、先ほどもお話をありましたように、抗体検査については全国で1万人、宮城県であれば3,000人だけということで、要するにそれしかない、それしか供給できない。抗体検査のキットは国内で認証されたキットは多分ないんだと思います。

ですから、そういう関係で不足しているということの事実はございますので、今我々がふだんの生活で心碎かなきやいけないというのは、これはもうふだんの生活で皆さんもうやっているとおり、とにかく手洗いをしてしっかりとマスクをしてという、そういう当たり前の感染予防対策を、しっかりと町民の皆さんにお願いをするということが現時点としては、これが一番だろうと思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 町民個人個人が3密を図ったり、コロナ感染の国からの指針というか、そういったルールに沿って生活して手洗いも含めて、そういうことをやっていけば南三陸町の発生を防げるんだと。個人個人が努力しないとコロナ感染症の防御はできないという町長の考えがあるんだだと思いますが、しかしうちの町は観光立町を町長がうたって多くの観光客を迎える中で、なかなか外部から入ってくる人たちに規制をできないとして、営業自粛も限

界がある。やっぱり自分の生活を守るために営業もしていかなきやならない。仕事もしなきやならない。外部にも出なきやないという状況の中で、やはりなかなか町が巣ごもりになるということはできないというのが現実だと思いますので、その辺の対策を私は今心配しています。

昨日の同僚議員2人の発言の中でも町長が言ったことに、ずっと私心に思っていることがあります。南三陸町でもコロナ感染の陽性患者が出たら大変なことですよ。私もそうだと思います。だから、家庭、家庭でその対策を講じる。そしてまた町外から県境から来た人たちの受ける場所、そういったところでも感染防止対策を取る。これしか防御の方法はないと思うんです。しかしながら、微陽性とか疑いある陽性、その方たちは体に何もないから町にやっぱり入って、南三陸町でおいしいものを食べるんだ、自然に親しむんだとやっぱり来ると思うんです。そういう人たちをどう防ぐかというのが、私は一番の今観光立町をうたう南三陸町にとっての大きな課題だと思っています。

そういうことを考えた場合、やっぱりどうしても南三陸町というとさんさん商店街がもう全国的に有名になりました。そういう中で先月ですか、さんさん商店街のある店主が言っていましたが、日曜日なんですが、多くのお客さんが来て本当うれしいんだ、私もうれしいです。そして来てもらっても大体その数は昨年に比べれば5分の1だ。しかしやっぱり皆さんコロナが怖い。そして、そういう状況の中で喜ぶことはいいことなんですが、さんさん商店街、ハマーレ歌津この中で感染対策というのは消毒液、あとは観光客にマスクをつけてください。密接を避けてください。これぐらいの観光で来た方へのその商店街からのお願いみたいなのしかないんでしょうか。その辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それぞれの自治体のこれまでの数か月の首長さん方のいろんな対応の方針というのは様々です。ただ単に感染防止という形の中で営業自粛を求める自治体もあれば、あるいはコロナで命を守ることも大事、経済から命を守ることも大事ということで、このバランスを取りながら営業自粛を解除した自治体もある。しかしながら、そこには当然のごとくそれぞれの個店の責任の中でガイドラインをしっかりとつくってください。ガイドラインをつくってそこの中で感染防止策をしっかり取ってもらう。それでお客さんをお迎えする。

例えば、今回の一連の感染拡大防止の中で、多分この辺で一番いろいろ話題にもなったのが山形県が県境で車でおいでになった方々に体温測定をするということで、非常に賛否両論もございましたし、ある意味県外から行った方々にしてみれば、いわゆる山形に来るのか、来

ないでくれと言うのか、という意見とか様々あります。

ですから、今我々が南三陸町民だけでなくて日本国民全てそうなんですが、感染予防対策をしっかりと行いながら、そしてふだんの生活、普通に戻れるように皆さんがやっていくということが一番大事なんだと思います。例えば、今当町の商店街におきましても、お一人お一人に体温検査をするとか、そういうことはなかなか難しい状況でございますので、それはそれぞれのお店の中でアルコール消毒とか、そういったことを呼びかけながら安全に皆さん方に楽しんでいただくという方策を取るということしか、現状としてはないのかなと思います。

実は、先日岩手にちょっと行ってきました。ちょうど伝承館の関係がありますので、岩手の震災の伝承の施設の視察に行った際に、ある市の商店街に行きました。その商店の店先にポスターが貼ってありました。市内及び岩手県内以外のお客さんは入店禁止というポスターが貼ってありました。これでは県外からお客様は多分呼べないと思います。果たしてそれが続いて、観光客をあるいは交流人口を増やしていくことが可能なのかといいますと、私も非常に感染者ゼロということですので、それぞれ岩手県内の皆さん方には非常に過敏にそういうのに反応しているんだと思うのですが、いずれこれは収束、今落ち着いてきておりますが、いずれこれが完全というわけにいきません。必ずウイルスとの共存ということにならざるを得ないわけでございますので、そういったときにやはり県外からおいでになった方々をウェルカムでお迎えするおもてなしの心というのは、ふだんから持ち続けていく必要があるんだろうと思います。これがやはり観光の根本にある姿だろうと思います。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 私、町長の気持ちもう痛いくらい分かります。震災から復興してやっとここまで来たのに、また盛んになってきた経営状況、またここで止まるのか。この危機感は東日本大震災を経験した店主じゃないと、私は分からないと思います。よく、福島の原発でもそういった話が出ますが、やっぱりここまで来てまたかという感じの考え方、それはやっぱり受ける私たちもコロナの対策をしっかりしていく。あと、笑顔で3密を避けてくださいとか、消毒液よろしくとか、こういった気持ちで観光客を迎える、これが町として商店としてるべき姿だと私は思っています。町長の熱い気持ちは分かります。

そういう中で閉店を決めた、休店ですね、休店を決めた事業所もあると聞きましたが、町で把握していましたら、その数を教えてください。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 現状で休業されているお店ということでしょうか。（「一時的

にも」の声あり) 県の協力金の、昨日御質問ございまして、当課で把握しているのは現在申請として50件申請承りまして、44件の決定もうたっているということでございますので、少なくとも40件超の企業の御協力を頂いたと把握してございます。

○議長(三浦清人君) 千葉伸孝君。

○4番(千葉伸孝君) 私の知っている事業を続けている方も、やっぱり休業しました。同級生も休業したところありました。そういった中で、やっぱり休んでコロナの対策をしたという方もあります。店を続けて商売続けた方もあります。しかし、今現在南三陸町には発生していないと、皆さんの努力が逆に報われたのかなと私は思っています。そして、県の休業の時間短縮の手当が、申請から間もなく30万が地元にも多くの事業者が届いています。こういった形で県も迅速、町のいろんな補助金も迅速、やっぱり迅速にやることで町が頑張っている、県が頑張っているという状況で、それにひきかえ100万200万に関しては検査とか審査もなかなか厳しく、野党も政府に遅いんじゃないかと言っている状況が多々見えます。ただ、その辺はうちの町にはそんなに多くはそれに関わっている人が少ないんじゃないかと思うんですけども、その辺も町から多くの助言の下に、そういったコロナで苦しんでいる人たちには町とその事業所が一体となって支援をしてほしいと思います。

次の4番目なんですが、観光振興という形の中で、昨年2月から5月までの間に日本に来た観光客は2,900万人という報道を聞きました。そして、コロナ感染症の問題の発生では2,900人、99.9%の減少、これが日本の中で起こっています。そういった中で、今後外国からの観光客、インバウンドを何とかしたいという政府の考えもありますが、なかなか段階を追ってその辺はいくのかなと思いますが、南三陸町にとっては昨日も同僚議員が質問しましたが、外国の関係者の方が120人ぐらいいるという町からの説明でしたが、それで困っている方というのは町にどうやって帰ったらいいいんだとか、行けないからどうしたらいいんだとか、そういった困っている人の声というのは町に届いていますか。

○議長(三浦清人君) 商工観光課長。

○商工観光課長(佐藤宏明君) 当該の外国の実習生の方と私が直接お話しする機会というのはほとんどないんですけども、緊急事態宣言が解除になりました出国予定だったのがやっと出国できるようになったとか、先ほども御質問あったんですけども、本来これからおいでになる予定だった方がなかなか来れない状況にあるというところのお話というのは、伺っています。ただ、それが原因で現状の生産活動に大きな支障が出ているというお話までは、伺っていない状況です。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 今回のコロナ対策の中で世界的にも、世界でもですけれども、国内でも結構なかなか営業がままならないという企業がたくさんあります。そして、この間なんですかれども、うちのほうに日系ブラジル人の2世、3世の代表の方が来たんですが、この方の仲間というか、その人たちが名古屋、愛知県のトヨタの自動車工業のラインが止まって、今仕事がないんだと。そして生活保護を受けないと生活していけないと。そういった話で何とか南三陸町にこういった方たちを、ブラジル2世、3世の方たちを受け入れてくれる体制とか仕事、農業、漁業も含めて、そういった活躍できる場というのはあるんじゃないかなと思うんですが、そして今回のコロナの大問題を逆にいろんなチャンスに変えることが、ピシチをチャンスというよくあるパターンですけれども、そういった対策というのは町長講じることはできないですかね。その辺どうでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） いわゆる労働者の方々をお迎えしたいという企業については町内で結構いらっしゃいます。ですから、国籍とかどうのこうのというよりも職場でしっかり働いてくれるということなら可能でしょうから、そういうケースになれば当然町内の企業の方々も受け入れることは可能だと思います。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩をいたします。

再開を2時30分といたします。

午後2時12分 休憩

午後2時29分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

4番千葉伸孝君の一般質問を続行いたします。千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 最後に、この1点目の質問の締めくくりとして何件か町長にお聞きしたいと思います。

町長の任期もあと1年3か月余りとなりました。そして今後祈念公園の完成、そして伝承館のオープンなどいろんなまちづくりの最終段階が来ていますが、今後の町の新しいイベント、行事に関して今現在での町長の考え、この予定どおりに進んでいくのでしょうか。その辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 復興祈念公園につきましては、昨年12月17日に一部開園して3月上旬に広げてやりました。基本的には9月末までに中橋の、御覧になったと思いますが、大分進んでまいりまして9月末には完成をする。それに合わせて公園も全体が完成するということになりますので、多分10月中旬前後になろうかと思いますが、祈念公園の全体開園のセレモニーを行いたい。これはコロナが終息しようとしまいと開催すると思ってございます。でき得ればこの予算の関係で承認を頂ければという前提がありますが、できればその日に伝承館の起工式も同様に行いたいと考えてございます。可能であればですね。何回も皆さんにお集まりいただくというよりも、オープニングセレモニーと併せて起工式と一緒にという思いが私としてはございます。

伝承館は御案内のとおり、今お話ししたように、秋に、10月に起工ができれば着工ということで、来年の秋、10月オープンを目指していきたいということで、基本的なこのラインとしては変わらないで目標として進めていきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 祈念公園、全国の南三陸町に支援してくれた人たちがこの祈念公園の完成を心待ちにしています。私の友達も9月中旬に連休を利用して、南三陸町に10人の仲間たちと共に訪れるという連絡が今入っていますが、そうするとなかなか完成まではいかないのかな。しかしながら、今現在8割方祈念公園は私はできていると思いますので、この南三陸町が復興したことをあそこに連れていくことが一番の南三陸町を支援してくれた人たちへの感謝の気持ちを伝えるためには、やっぱり皆さんあそこしかないと思っているようです。ぜひ、祈念公園に連れて行ってくださいという形の話を聞きました。私もそうしようと思っています。予定どおり、私も完成することを願っています。ここまで来たらば、祈念公園はやるしかないのかなと。ただ中身的な問題も私の意見としてはあるんですが、その辺は今6月定例会の中の補正予算とか、その辺の中でまた町長に問い合わせをしていきたいと思います。

さっき、被害の、商店街とかその辺の被害、大体10億というような話をしていました。観光客とか宿泊地に対して。それが今後まだ終息が分からぬ中で6月、7月、8月には何とか通常の生活に戻りたいと言っていますが、ある程度戻ってきているので、これまでの3か月、例えば10億にして1億の3億ですか、月3億、そしてあと2か月、ある程度順調に戻っても月1.5億にしても13億ぐらいの損失が今回のコロナでありますが、この間の報道で6月の集客が新聞に載っていましたが、その中ではさんさん商店街のインフォメーションセンターの話によると6月の第1日曜日には今までの自粛の状況の中で解放された感があるように、1.5倍

のさんさん商店街には来場者があったと聞きました。意外と、この損失、順調にいけばこの祈念公園完成と伝承館、町の新たな玄関口となるものを見学に来る来町者の方は増えて、これまでの来町者の減を、逆にこのイベントがあることで取り戻せるんじゃないかなと私は思っています。ですから、これは確実にオープンさせるような方向で、工事も順調に進めるような状況で町には持つてもらいたい。ただ、道の駅構想というのがあるみたいなんですが、それに関しては若干私疑問を持っていますので、今後町長とできれば議論していきたいと思います。

先月なんですが、南三陸観光協会の総会がありました。令和元年度の総収入は1億4,340万円で、前年比で110%の伸びということを説明しておられました。2月、3月のコロナ感染問題の中ですばらしい活動が成果を示されました。しかし、コロナ感染による5月の連休の来町者の減少、夏祭り、花火大会、そして海水浴場などが見込めない観光の状況をどう捉えているのか。対策を町長にお聞きします。

その前に、サンオーレ海水浴場、今後どのような形でオープンになるのか。それとも開園しないのか。その辺今分かっている状況でサンオーレそではま、そして今後の対策、町長にお聞きします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） お話がありましたように、あの場所に公園ができて中橋ができるということになれば、誘客の一つのはずみになるということについては私も間違いないと思っています。それで、今回のコロナで落ちた分について、そこで反動的にたくさんの方々にお越しをいただければなと期待はいたしてございます。

サンオーレの関係ですが、実は頭を痛めております。御案内のとおり、関東近辺の海水浴場はこの夏は中止ということになっておりますし、県内でも中止という海水浴場があります。中にはまだ検討中というところがありますし、当町でもサンオーレそではまについても現在検討中であります。最終的には今月末を一つの目途として、開催するかあるいは中止にするかということを決めたいと思っておりますが、その中でやはり感染拡大防止ということの観点でいくと、なかなか難しいなという思いがあるのと、あの場所を中止にしてもあそこに人を入れてくることを防げることは多分不可能だと思います。したがって、もしですよ、開設するとすればもちろん監視人は置かなければいけませんし、例えば土日に限定するとか、あとは海の家についても常設ということではなくて、土日の開設のときだけにオープンさせるとか、様々な手法、手だてというのはあるんだろうと思いますが、いずれもろもろの諸情

勢を勘案しながら今月末に決定をしたいと思っています。

多分、開設をするということになると、県内の各海水浴場が中止の方向性がある中で、多くの皆さんのがいでになることになる。うれしい反面、これもまた不安があるということも間違いない事実だと思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） この間の日曜日、サンオーレそではま行ってきました。指定の駐車場、一部海側にある駐車場なんですが、車満杯でした。そしてサンオーレの海岸にも家族連れで戯れる姿を見つけました。やっぱり、南三陸町の海というのは魅力的な海だと私は思います。この集客力というのは、去年は冷夏のせいで少なかったんですが、その前は6万人を超えるぐらいの来場者がありました。そのリピーター、これというのは本当にうれしいことだと思います。町長の判断としては、どちらに転がるかというのは本当に苦渋の決断で、万が一何かが起こったらば町長が決めれば町長の責任になって大きく跳ね返ってくると。だから、その辺はできれば慎重に。だから、他の自治体でもやっぱりそういった自治体のトップがうちの海水浴場はやるんだということは、その万が一の場合に全て自分に責任がかかるということで、早々コロナ感染症の予防対策としてやはり海を開設しない、こういった現状のある中で今後議論に議論を重ねてどうしたらいいか。その辺は町にもう委ねられているのかなと思いますので、その辺よろしくお願ひします。

コロナ問題の中で、これがメディアの中では1年続くか2年続くか分かんないという状況の中で、当町復興10年を迎えます。そういった中で、こういった長期にわたるコロナ感染の問題が目の前にあって、この問題の中で町長は今後町長としての進退、私はなかなか誰もこの対策に応える人いないんじゃないかなと思うんですけども、まだまだ町長はやれる力というの私はあると思うので、その辺の町長の考え方、コロナ対策ともう自分がやらないといけないという決心、その辺があるかどうか。その辺最後にお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤仁君） 隨分コロナから飛躍した御質問でございまして、私とすれば、今コロナで皆さん方が一生懸命町民の皆さん含めてとにかく対策をしていくという状況の中で、これは残念ながら一朝一夕に解決する問題ではございませんので、そこは町民の皆さんと手を携えながらしっかりとコロナの対応に向かっていきたいと。現在としてはそういうことしか言えないということでございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 見えない敵との長期の戦いです。議員の皆さんも新たな考えの中でまちづくりをしていかない状況にあります。執行部の役場職員の皆さんも大変な状況ですが、町長、副町長、教育長も初め、この中でますます鋭意努力して頑張っていただきたいと思います。

それでは、議席より2件目の質問をいたします。

「歌津地区にも観光のにぎわいを」が事項です。そして、要旨については歌津地区にも地元の農産品が販売する道の駅の設立を町に求めたいと思います。歌津伊里前地区の集客設備として町営の魚竜館の整備、この辺の考えが2番目です。3番目に長須賀海岸のような歌津にも海水浴場を改めて再建の考え方をお聞きします。4番目に不便な道路のあり方の改善はです。5番目に歌津まちづくり協議会の歌津地区の市街地構想は、住民の希望どおりなのか。この5点をお聞きします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤仁君） それでは、2件目の御質問です。

1点目の御質問、道の駅についてですが、本町における道の駅整備計画につきましては、現在整備を進めております志津川地区のみとなっております。歌津地区におきましては国道南側の整備を進めておりまして、今後事業者等の募集を行う計画であります。先行して整備が行われましたハマーレ歌津との一体的な活用によりまして道の駅と同様の機能が確保されるものと考えております。

次に、2点目の御質問、魚竜館についてですが、御質問の趣旨から魚竜館を水産振興センターということに置き換えてお答えをさせていただきますが、水産振興センターにつきましては災害復旧事業での実施が困難であったということに加えまして、伊里前地区に一定の商業、観光の集積が計画され、水産振興センターと同様の機能が復旧する見込みであったことから、再建の必要性は低いものと判断し、整備を見送っております。

今後は震災以前にあった水産振興センターの機能を町が直接に復旧するということではなくて、農林水産物の直売所等の建設に意欲のある事業者が、地域との合意形成の下で整備する際には、町といたしましても国庫補助事業等の採択に向けた支援は行っていきたいと考えております。

次に、御質問の3点目、長須賀海水浴場の再建についてですが、長須賀海水浴場周辺については、御承知のとおり防潮堤の築堤工事を初め、関連する復旧事業を行っております。本計画の導入に当たりましては、平成25年度に泊浜地区住民及び地権者を対象に事業説明会

を開催してまいりました。この中で、工事の影響による長須賀海水浴場の砂浜面積の縮小については既に地域の了解を得ていることもあり、また築堤工事が進捗している周辺環境の状況に鑑み専用駐車場、トイレやシャワー等を含めた海水浴場施設としての再建工事は現時点では予定はございません。

現在、歌津地域における観光交流事業といたしましては、地元漁業従事者の御協力によりまして漁業体験の受入れや魚竜化石に関連した地元有志による化石発掘体験など、歌津地域が誇る地域資源を活用した体験プログラムの提供を行っているところであります。また、田東山や平成の森、四季折々のイベントなど既存の資源も有効に活用しながら、地域連携の下に引き続き観光交流事業による地域活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、4点目の御質問、不便な道路のあり方の改善についてであります、歌津地区においては東日本大震災の津波により歌津大橋が流失するなどの被害を受けました。これまで、伊里前地区復興まちづくり事業や、2級河川伊里前川災害復旧事業等と調整を図りながら整備が進められ、4月8日には国道45号の一部区間が新しい道路に切り替わりました。これによりまして町が復旧した寄木橋の供用も同時に開始され、地域交通の利便性の向上及びハマーレ歌津へのアクセスの円滑化が図られ、さらなる交流人口の拡大、地域の活性化を期待をいたしております。

しかしながら、当該地域の復旧復興事業は、以前継続して実施されているところであります、地域住民の皆様には御不便をおかけしていますが、道路網については完成後の利用状況及び交通形態に鑑み、関係機関と調整の上、個別に判断してまいりたいと考えております。

最後に、5点目の御質問、歌津地区の市街地構想についてでありますが、現在も継続的に整備を進めております伊里前地区につきましては、伊里前まちづくり協議会で議論したマスタープランを基に事業を進めてきたところであります。また、国道南側の整備計画につきましては先月27日に地元住民との意見交換の場を設けたところであります、今後も可能な限り住民の意見を反映させた整備となるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 再質問ということでさせていただきます。歌津地区にぎわいをというのは私は志津川地区民ですので、どうしても歌津地区民のぎわいが私はあまり感じられない。それにひきかえ志津川地区はさんさん商店街、伝承館、祈念公園と新たな集客の場所がどんどんできている中で、どうしても歌津地区と比較してしまうのは私だけではないと思うんです。そういう考え方の中で、南三陸町志津川地区の目線で、歌津地区の現在のあり方

について町長に質問したいと思います。

今現在宮城県では道の駅が15施設、岩手県は33施設、福島県も33施設あります。登米市の南方と米山の道の駅はその距離の差が5キロであってもその運営はちゃんと成り立っています。登米市には林林館、三滝堂、米山、南方、津山と5か所あります。道の駅さんさん商店街の構想の中で、歌津ハマーレと約7キロの距離がありますので、この歌津地区、志津川地区に道の駅、これを造ることは絶対無理なんでしょうか。絶対できないんでしょうか。その辺、町長にお聞きします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 私は、合併前の旧志津川町と旧歌津町、その当時から非常に羨ましいなと思ったのは歌津の平成の森野球場があって、これが本当に本格的な野球場が歌津にはあるということについては野球の大好きな私とすれば非常に羨ましかった。その隣には平成の森の多目的広場があって、Jリーグ発足前の鹿島アントラーズがあそこで合宿をしたということがありますので、本当にアウトドアスポーツのメッカとして県内でそれなりの高い評価を頂いている地域だとずっと思っていましたので、私はそういう震災、合併後もそういうまちづくりというのは継続してやっていくものだと思っておりますから、御承知のように新町になりましても、震災後に平成の森の野球場は多分県内で楽天の野球場以外ではトップクラスの球場に仕立て上げましたし、それから平成の森の運動場は今芝の養生中ですが、あそこではもう前から行われておりますように、県の女子のサッカー県大会等が前にやられておりましたが、いずれそれも帰ってきてほしいと思います。

そういう意味においては、何も同じ道の駅を造ったから両方にぎわいがということではなくて、志津川のにぎわいと歌津のにぎわいは当然別で当たり前だと私は思っています。

したがって、繰り返しますが、志津川地区についてはある意味スポーツについてはインドアスポーツをメインにやってきた。歌津地区についてはアウトドアスポーツをメインにしてやってきた。そして2つが一緒になって南三陸町という町がつくられていると思いますので、南三陸志津川地区に道の駅があったから歌津にも道の駅が必要だという認識は、同じ金太郎飴を作る必要がどこにあるんだろうなという思いがあります。南三陸町はあくまでも1つの町だという認識の中で、町全体のそれぞれの役割を担う施設整備を行っていくことが非常に大事なことだらうと私は思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 町長は、常々野球関係の整備に関してはどんどん進めているというのが

私は現実だと思います。それは楽天イーグルスとのつながりの中で沖田に土地を購入してもらった。その辺から楽天イーグルスとの関係が私は生まれていると思います。しかし、しおかぜ球場、今は楽天球場というんですかね、イーグルス球場というんですか、その設備ができたことによって、歌津地区にどれだけの集客が得られているのか。町長の今の話ですと、南三陸町はお客様を迎える場所であって、歌津に関してはインドアでサッカーとか野球とかそういう部分と言っていますが、道の駅は決して金太郎飴じゃないと思います。道の駅でも、その地区の特色を持ってやっていくことが私は必要だと思いますが、単なる道の駅じゃ私ではないと思います。歌津地区には歌津地区的商品がやはりあります。若者たちも歌津地区でいろんな水産業に対して取り組んでいます。しかしながら、なかなか漁業者が持っていく場所がないというのが、私は意見として歌津地区的若い人たちから聞いています。その若い人たちが南方の道の駅に行って、歌津地区的商品を販売しています。飛ぶように売れると言っていました。そういうた、私は環境が歌津にもあってもいいんじゃないかということ道の駅ということを言っています。

町長は町長としての考え方であって、漁民農民全ての人たちから情報を聞いて一番いいのが何かということは、決して町長が全てを網羅してのこの町の環境整備では私ではないと思うんです。そういう意味合いからも、どうしたら南三陸町とは南三陸さんさん商店街とは違っても歌津独自の形の中で集客ができる環境というのを、本気で私はもう一度町長には考えていただきたいのですが、この辺答弁もう一度お願ひします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分、ハマーレ歌津なんかにも多分千葉議員も行っていると思いますが、ハマーレ歌津で歌津の若手の漁業者の皆さん方があの場所でマルシェのように特売ですか、あの辺で展開をしてございます。そういうた彼らとすればそういう取組も彼らにとっての漁業振興という思いで取り組んでいるわけでございますので、箱物が必ずなければないのかと彼ら、言ったことは私聞いたことはございません。若手の連中といろいろお話をしたりしますが、基本的にそういう箱物が欲しいということではなくて、要は自分たちの売るスペース、売る場所があればいいということで、ハマーレ歌津で展開をしているということでございますので、そこはひとつ箱物あればということではなくて、そうでなくて要は自分たちが思いを遂げられる場所があればいいと思っている。

それから、もう一つ言わせてもらうと、歌津の魚竜化石の中でよくマスコミ報道で取り上げておりますが、歌津の若手の方々があそこで化石の採掘とかああいうものを取り上げている

ということを、大々的にマスコミでも報道してくれているというのがございまして、そこにおいでになっている方々もたくさんいらっしゃるわけでございますので、同じものを何も造る必要はなくて、それぞれの地域が持っている特性をいかにそれをうまく引き出すかうまくどうやって活用するかということに視点を置いたほうが地域づくりとしては常道だらうと私は思っている。だから、駅のことについては補足あれば企画課長から答弁させたいと思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 補足ということですが、特に補足はございませんが、先ほど町長が答弁いたしましたとおり、そういう売り場のスペースが欲しいといったような要望があるということであれば、町として側面からバックアップしていくという考えには変わってございませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 町長も企画課長も県内の多くの道の駅、多分行っていると思いますが、南三陸町のさんさん商店街の中の道の駅構想、それと比べた場合に大きな違いがあることを町長も企画課長も理解していると思いますが、それは町独自という判断で同じじやなくともいいという考え方なんでしょうか。その辺視察とかそういうのしていると思うので、その辺の考え方をお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 総務課長。あなた語らいん。

○総務課長（高橋一清君） いろんな町にはそれぞれの色を持った道の駅があることは、いろんな機会に私も視察などをさせていただいておりますので、地域性をうまく発揮して来客に魅力を伝える手段として有効だとは思っております。ですから、なおさら思うんですが、一律でなければならないということにはこだわるべきではないんだろうと思っております。南三陸町がどういった色を出していくべきかということは、取組の中で大いに色合いの良さといいますか、個性を出していくことで来客に喜んでもらえる道の駅のあり方ということを考えていくべきだろうと思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 先月の24日、私も天気がいいので安倍総理が緊急事態宣言解除の発信をする前の日、行ってきました。やっぱり、自粛の中で巣ごもりの中で近隣の住民も外に出たいという意識の中で田東山の大混雑でした。そして取りあえずあずまやのある頂上には車がいっぱいいて、下には十数台の車が並ぶというような、そういう状況を見てきました。そし

て、その中でそこを見た人たちは田東山から上沢を通って皿貝に抜けて45号線に戻って、そこから三陸道を通ってさんさん商店街に向かっていたと、そういった車の流れをずっと見ていて、やっぱり歌津地区のハマーレに来る観客は少ないのかなと私は思いました。

町長が以前ストロー現象ということで、逆ストローですかね、逆に北に三陸道がつながっても、北から今度は逆に観光客の方が来ることがあるんだと、そういったことで町長は逆ストローを話していたと思いますが、歌津地区を見れば逆ストローどころか本当に来てないというのが私は現実と思って見ていました。私もさんさん商店街に行って伊里前川のシラウオをその辺を見たりしてきましたが、なかなかハマーレ歌津には止まってくれない。その現実に、にぎわいどこにという形で私は考えていましたので、今回の質問を、その見た姿から今回のにぎわいをということで町長に質問しました。

先ほどのハマーレ歌津の前で水産品を売っているんだという話がありましたが、ハマーレ歌津のために漁民の若手があそこに持つていって置いていると。それも屋外にです。ホヤの詰め放題、カキの詰め放題、ワカメの詰め放題、何かイベントがあればワカメの詰め放題、ワカメのしゃぶしゃぶってやっていましたが、その辺は衛生上を考えた場合に今現在コロナ云々と言っているときに、果たして屋外でやることがほかの地から来た人たちが安全かといった場合に、やっぱりそういう箱物、箱物は必要ないと言っていますけれども、雨の日、安全性、いろんな面を考えていつても箱物というのは私は必要だと思います。雨に降られてその施設に入って水産物を見て、その水産物でおいしそうなのを選ぶ。それが魚竜館の振興センターの中にはありますが、なかなか国県の復興事業の中で、振興センターの再建は補助金を基にやらないとできないと言っていますが、私は町として地域の公平感を考えればやつていかないといけない事業だと思うんですが、その辺は町長は頭がその方向にはないと。あくまでも、これまでの発言どおりのことしか考えていない。

ですから、新たな考えでいかないとなかなか南三陸町全体の観光振興を考えた場合に、なかなか私は難しいのかなと、その辺に少しは目を開いてできれば見てもらいたいと思います。これを何回も言っても、町長の考えは大体同じだと思いますので、ある例を話したいと思います。

以前、震災後に山元町ですか、宜理か、宜理でイチゴ栽培が盛んに三陸道の延伸の場所で作られていて、もうイチゴが飛ぶように売っていました。そして今度は山元町に高速が走るようになって、山元の駅の近くにそういった農産品のセンターが出ていました。もう大行列です。それも目玉はイチゴだけです。それでも、生産者が次々と持ってくる現実があったとき

に、南三陸町のイチゴ生産者もおいしいイチゴを作っているんです。そういった事を考えれば、農業施設としてイチゴだけでもいいからそういったスペースを何とか、さんさん商店街の周りをこの間散策したんですけども、町の土地がたくさんあります。その土地の一部でもそういった事業に貸すなり提案するなり、町で働きかけたらいかがでしょうか。そうしたら町の魅力がまた増えると思うんですが、町の魅力の中に南三陸志津川のイチゴというのはあまりどこにも出てこない。しかしながら、町外では結構有名です。こういった町の特産物を有効に販売していき、それを志津川でも売り歌津でも売る。こういった体制というのは新たな集客の力になると思うんですが、こういった私の考えいかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 前から私お話ししているのは及川議員からも何回も、再三再四言われまして、水産振興センターの再建ということで随分言われました。その際に私お答えしているのは、町として造っては駄目だとか言っているつもりは全くございません。ただ、町として主体として造るということではなくて、そこにどういう事業をする方々がおいでになってどういう事業展開をするかと、全く提案がない中で町が箱だけ造ればいいんですかということを再三言ってきた。この件については、及川議員にも私は具体にどういう主体の方々がどのようにこここの水産振興センター展開するんですかということを、お示しいただきたいということを何回も言ってきた。しかしながら、いまだにこの話についてはお答えを頂いていない。だから、町がこの箱物造るの嫌だと言っているのではなくて、一体誰が事業主体としてどのように展開をして、どう何を売るのかということの提案を、まずは町に持ってくるということが大前提だということは、多分議員の皆様は皆御承知だと思います。何回もこの話は言っていますので、そこをただこれがあるからこれ造れじゃなくて、誰がどのように何をするためにどうやって採算を取って、そういう事業計画というのは当然事業をする方々はやるべきだと。それにとって、やる方がいれば町で箱物を造るということについては全くやぶさかではないということを、これまでも再三言っているわけですので、そういう方々いらっしゃつたらどうぞ町に御紹介いただきたいと思っています。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 私は町長と同僚議員の議論は何回も聞いています。しかしながら、今南三陸町で津波で流された状況の中で、そういった水産会社が自分が町の事業と一緒にできるかといつたらできないから、町で何とかできないかという提案をしているんです。そういう人がない限りは町ではやらないと言ったら、祈念公園とか伝承館も町でやって、そこに多く

の町民の人たちを集めいろいろな事業を展開するわけじゃないですか。町で造って、さんさん商店街のできた経緯に関しても、震災後に商工会の会員の方が旧仮設の第2庁舎の中に毎日のように商工会の会員の方が集まって、どうしたらいいかということを町とともに一緒に考えました。だから、そういった環境を町でつくって、そういった農業者の方とか漁業者の方に働きかけていって、何人かで共同体で何とかやってくれないかとか、そういった町長としてのまちづくりの新たなスタイルをつくっていくのも、町長の私は責務だと思います。それをいまだに誰もやる人がないからという議論は必要なんでしょうか、果たして。したら、いつまでたったって歌津の魚竜館もできないし、道の駅構想というのは一つの私の考えですけれども、こういった農産品の販売所、それに関しても歌津地区にはみなさん館がありますが、そこにはレプリカも化石のもありますけれども、果たしてあの場所に駐車場もあるぐらい少ない場所、施設もあるぐらい小っちゃい場所に、果たして他町から他県から観光客があそこに来るでしょうか。あそこの宣伝って誰もしていないです。町がここにこういうのができました、海産品、水産品がありますと大々的にやっていけば、私は集客にもつながると思っています。それを以前のように、振興センターのように誰がそういうことをやる方がいてそこに化石の展示場を持ってくる、その議論だけをいつまでやっていても、前には私は進まないと思います。新たな発想を町長にお願いしたいと思います。

なかなか、話もこうでない、ああでないということの繰り返しのようですが、私は新たな町、歌津地区にぎわいをということで新たなものを考えてほしいと、これまでこうだったからじゃなくてその範囲を超えて、何とかやってほしいというのが私の考えです。

それでは次の質問にいきます。長須賀海岸、私も同僚議員から一応指導とか注意を受けました。長須賀海岸は津波で砂浜が削られ、地域の人たちが防潮堤を選択するのか、海水浴場を生かすような整備をするのかといったときに、地区民の人たちは生活と命を守り、生活空間を守るのが大切だということで防潮堤を選択したというのは、私も聞いています。確かに、震災で全てを失った町民が生きるために場所を確保するのは、絶対私も必要だと思いますが、それを今さらとやかく言うつもりはありません。

ただ今回のこれまでの議論の中で、何か目玉的なものを歌津に持ってくることによってハマーレ歌津とか集客につながっていくんじゃないかという考え方の下に、私はこの質問をしました。そしたら、地域住民とか漁民の人たちがこうだったと言っていますが、あそこの長須賀海岸だけではないと思うんです。館にもちょっとした海岸はあるし、そういった歌津地区にある小さな海岸でもいいから、砂場があるところでもいいから、そこに何とか南三陸、そし

て歌津地区の海で遊べる環境をつくれないかという私の提案ですので、その辺町長にもう一度答弁お願いします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 経緯は知っているのでその辺は私も答弁しませんが、御案内のとおり、歌津地区においてはほぼ防潮堤で囲われているということですので、海水浴場を設けるということについては非常に難しいと思います。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 難しいということなんですが、可能性はゼロということですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 例えどこがじやあ可能ですかね。反問権です。どの地域にどれくらいの海水浴場ができると千葉議員は考えているのかお示しをいただきたい。（「反問権ということでこれを問われたらば町でどのくらいその辺を調査したんですか」の声あり）

○議長（三浦清人君） ちょっと待って。暫時休憩。

午後3時11分 休憩

午後3時13分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

町長。

○町長（佐藤 仁君） 反問権で、質問に対する確認の意味でお聞きをさせていただきますが、基本的に我々とすれば長須賀海水浴場、ここは旧志津川歌津地区から歌津町の時代からここが唯一の海水浴場としてやってきた。多分、旧歌津町とすればこれが最良の海水浴場だということで、そこで運営をしてきた。しかし、残念ながら地域の方々の賛同を得られないということで、長須賀海水浴場は残念ながら再開できないということになる。その中で千葉議員がどこか造れというお話をございますので、質問の趣旨上どこに海水浴場を造れるあるいは再開できる場所があるのかというのを想定しての質問ですかということでの確認をさせていただきたいということです。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） サンオーレソではまに関しても、人工海水浴場を前県会議員の高橋長偉氏が、結局サンオーレソではまの整備に尽力されたという内容を聞いています。袖浜地区のあの部分も以前は単なる石ころの海岸でした。それをああいった形で造った。なんかそういう

った努力もしていいんじゃないかなという形で聞きました。しかし、なかなかその辺は難しいということなので、これ以上議論を重ねてもまた反問権が来ても大変なので、取りあえずこの海水浴場の整備に関しては、次の時代の5年か10年後になるか分からぬんですけども、次の時代の人にその可能性を託したいと思います。

4問目なんですが、伊里前の河川堤防が整備されました。そして道路整備に関して新たな伊里前橋とBRTの橋が完成しました。そういう中で生活するのにちょっと不便な形状になったような、私は気がしています。例えば、西光寺さんの道路がぐるっと回らなきやいけないとか、今まで普通に檀家の人たちが行くのに西光寺さんが遠くなつたんじやないか、これは不便じゃないかと思ってこの質問を考えました。

また、伊里前市街地においては伊里前上下という区分があつて、以前は大体500世帯ぐらい、たしかあったと思うんですが、今伊里前北と伊里前南地区があります。そして現在は伊里前上が228戸、伊里前下が165戸、この境界線ってどこなんでしょうか。

○議長（三浦清人君）企画課長。

○企画課長（及川明君）出身の私から答えさせていただきます。

旧二階堂輪業さん、今の佐信さん、あの辺りが伊里前上と下という境界線になっております。

○議長（三浦清人君）千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君）あそこから上下という形の判断でいいということですか。あそこから区分して上下という感じですね。分かりました。

あと4問目の問題に関して、河川堤防ができて歌津のまちづくり協議会の中でこういった河川堤防になりますということで、私もその会議の中に参加して聞いてきました。そうしたときに、河川堤防の上に道路が整備されて、その道路は何なんですかと聞いたときに、答え言いますけれども、河川堤防を監視する車が走れる場所を整備するんだという話、聞きました。多分建設課長、これでいいと思うんですが、この道路というのは旧県道払川町向線の道路がありました。それがなくなったことによって、この地区から来る子供たちの通学路には多分ならないとは思うんですけども、道路ができているので、あの辺が不思議なので、その辺の明快な答えを教えてください。

○議長（三浦清人君）建設課長。

○建設課長（及川幸弘君）ただいまの御質問でございますが、寄木橋から西光寺周辺の堤防ということでのお答えをさせていただきます。

あそこの河川堤防の堤塘幅につきましては、議員おっしゃるとおり、基本的には河川堤防の

管理用通路という位置づけでございます。ただ、これ私当時伊里前のまちづくり協議会等出席をさせていただいておりまして、地区から例えば葬列等組むのにあそこを何とか通してほしいという御意見等もございまして、ただし県道につきましては防潮堤の形状等含めて地区にも県含め町もお伺いして御説明をさせていただいていると。今後防潮堤の天端どうするんだということかと解釈しておりますが、今防潮堤の天端の通行に関しましては、県の土木事務所さんとも調整をさせていただいてございます。どういう通行形態にするかと。一応人ですね。歩行者としては完全に通れます。ただし、車での通行ということになると、一番狭いところで4メートル。車ということになるとガードレール等が必要となりますと3メートルから3.5メートル、車の行き違いができないという問題が1つございます。それから、大きな問題が寄木橋の付け根でございます。寄木橋の付け根から45号線までの区間というのは非常に延長がございませんということで、もし仮に車を通すという話になりますと、恐らく交通管理者、警察から多分許可というのはなかなか難しいのかなとは考えてございます。ただ県でも伊里前地区のまちづくり協議会さんの御意見もありますので、歩行者通すとかいうことは考えていただいてございますので、その形態につきましては交通管理者も交えて今詰めている最中でございますので、決まり次第地区等にも御説明はさせていただきたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 私もあそこ視察に行ってきましたが、なかなか車通るのはもちろん難しいし、あの防潮堤の管理をするための車の走るのもまた難しいと。あそこを例えば通学路という形で子供たちが通ったり、人が歩くにはやはり危険が多いのであそこだけは柵をつくらないとやっぱりそういう歩道には私は使えないと思います。そういうたしつらえを、人を通すのでしたら町に考えてもらいたいと思います。

歌津市街地の市街地構想ですが、今現在進んでいるのが芝生公園があります。7メートルかさ上げの上に1.1メートルの土地に追悼の祈りの場とか駐車場造りますが、駐車場ここに200台を整備しますが、その駐車場200台という形のメディアの報道がありましたが、その200台を何に使うのかその辺教えてください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ではまず、防護柵の件についての御説明をさせていただきたいと思います。土木事務所さんとその辺については打合せをしてございまして、当然ながら通学路等ということであれば防護柵等設置するという方向で、今調整は取らせていただいておりま

すので、お知らせをしておきたいと思います。

○議長（三浦清人君）企画課長。

○企画課長（及川 明君）伊里前、国道45号線の南側の整備の関係でしょうか。駐車場は200台程度をどうですかという提示をしながら、地域の方々と今意見交換をさせていただいているところです。最終的にはもう少し台数は減るのかなという状況でございまして、地域とはこの広場でどういうことをしていくのか、どういうふうに使っていくのかといったところを深めながら、もう少し詳細の部分を詰めている最中でございます。

○議長（三浦清人君）千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君）最後になりますので、ちょっと私の考えを言いますと、歌津市街地に関してはハマーレ歌津と歌津漁協の支所がありますが、あそこの車で大体100台ぐらい止まれるのかなと。そこに新たに南側に200台。そのぐらい必要なのは以前平成の森しおかぜ球場に楽天チームが来て試合をしたときに、車の止めるところがなかったと。のために車を止めてそこに送迎バスを持ってきて、何回もあそこで巡回させるためのそういう土地としての、楽天球団が試合をするための土地なのか。その辺最後にお聞かせください。

○議長（三浦清人君）企画課長。

○企画課長（及川 明君）今、整備を目的に話し合いを進めている土地は、どちらかというとそのためということじゃなくて、伊里前地区の方々の憩いの場をぜひつくってほしいという趣のところで検討してございますので、その一つとして駐車場スペースがあるというもので、子供たちが安心して遊べる広場、それと多目的に使える広場、そういうものを中心に議論を深めているところでございます。

○議長（三浦清人君）以上で、千葉伸孝君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。本日は議事の関係上、これにて延会することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君）なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明11日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。
本日は、これをもって延会といたします。御苦労さまでした。

午後3時25分 延会